

## 第十一編 女子職業問題

### 序 説

昨年の本年鑑に於ては婦人職業問題といふ題目を掲げたのであつたが、本年度の年鑑には「婦人」に代ふるに「女子」を以てしたのである、其理由とする所は「婦人」といふ言葉は元來妻女其他成熟した女子を意味するよう思はれるが、翻つて我國女子職業界に活動する人を見るに、未成年者未婚者が大半を占めてゐる現状であるが故に一般に兩者を包含した廣い内容を持つてゐる「女子」の字を用ふることにしたのである。

さて大正九年度に於ける我女子職業界を一瞥するに歐洲大戰以來漸次擴大せられて來た女子の職業範圍が大正九年度に於て殊に著しく擴められたことを發見するのである。例へば一月には東京市街自働車の女車掌數十名の採用、二月徳島縣警察より女巡査採用方針を内務省に照會、四月東京市名古屋市の女子視學任命、七月宮崎

縣に於ける女子の小學校長任命、八月農商務省の女子吏員數十名の採用、九月内務省社會局に女子囁託の任命十月囊に電話交換手の名前を廢して新たに女子電話局員と命名したる遞信省電話局は、約三百名の女判任官を増加した如きこれである。かく一方に女子の活動範圍が廣めらるゝと共に他方に從來の職業女子が非常な勢を以て自覺して來たことを擧げなければならぬ。此點に關し最も注目を要するのは全國五萬の女教員の狀態である。十月中旬東京に第二回全國小學校女教員會議の開かれ、や相次いで全國の小學女教員は各地に女教員大會を開催し女教員としては未だ曾てなき活動振りを見せた、夫れが爲め十一月には廣島縣三原に於ける女教員壓迫事件が勃發するといふことまでになつたのである。尙もう一つ擧げなければならぬと思ふのは第一回國際勞働會議の結果として女坑夫、女工並に女子商業使用人の産前產後の休養並に前者の夜業禁止に關して盛んに研究せられ實地の調査が行はれ

たことである。以上自分は本年度の女子職業界に於けるブライト・サイドのみを記述して來たのであるが他方にダ・アク・サイドの存在を忘れてはならぬ。何を以てダ・アク・サイドと言ふか。女工の失業之れなのである。蓋し我國の如く工業界に過半數の女工を有する國に於ては失業職工の過半數も亦女工でなければならぬのである。然るに本年度の勞働界は、四月頃より恐ろしき失業の事實に面接してゐる。失業問題の詳細は「失業問題」編に於て述べらるゝであらうから略し茲では女工失業問題のティピカルなものとして十一月中旬の生絲製絲業の休業の事實を述べて置くに止めた。女工の失業に就いて吾々の恐れるのは失業女工の行先である。都會生活に慣れれた彼等の全部が果しておとなしく歸農するであらうか疑はれる、從來一二三の統計に據つて觀ると公私娼、酌婦になる者の内女工は隨分多數を占めてゐるのを發見するが而も之は平常の年度であるから本年度の如く多數の失業女工を出した年は殊に

此弊が甚だしいであらうと恐れらるゝ、生絲製絲等は成る程女工を全然解雇したのではないが、然し約三ヶ月の長期間を從來の收入の約一二三割を支給せらるゝばかりでは餘りに心淋しいではないか、而も來春の景氣如何に因つては又更に何ヶ月の休業をせらるゝか解らないのである。吾々は失業製絲女工の全部が果して歸農してゐるかどうかを恐れるものである。然し此等の事實に關しては何等據るべき統計のないことを遺憾とする。

尙本文に入るに先つて、大體の記述の順序を説明すると、第一職業女子保護問題に於て國際労働會議上の產前產後に於ける職業女子の保護問題を一般的に論じ、第二女坑夫問題に於て第一回國際労働會議上で決定せられたる女子夜業禁止が女坑夫の上に又日本の産業の上に如何に影響するかを論じ、第三女工問題第四商業使用人第五藝娼妓問題第六家婢問題第七産婆及看護婦第八女子官公吏問題第九女教員問題との順序であるが、此等各問題中の配列

の順序は同一若しくは類似の事件を一項目に集め其中は時日の順序に配列し而して各問題の最後に其問題の統計材料を置いてある。

### 第一 職業女子保護問題

#### 國際労働會議と產前產後に於ける職業女子の保護

昨年の第一回國際労働會議に於て決定せられたる產前產後に於ける女子使傭人の保護に關しては我國代表者も調印してゐる關係上大正十一年七月一日より兎に角實施しなければならぬので、我當局に於ても大いに調查研究をしてゐるそうである。

蓋し第一回國際労働會議の「產前及產後に於ける女子傭使に關する條約案」(大正八年日本勞動年鑑七三四頁)第二條第三條第四條によれば產前產後各六週間の保護を受ける產婦の職業は一切の工業並に商業であるから、鑛山工場労働者は云ふまでもなく、女事務員も女店員も女中仲居に至るまで此恩典に浴

### 第二 女坑夫問題

#### 女坑夫の夜業禁止問題

する譯であつて、姪婦の性質も現行民法に據る夫婦に限らず、内縁は愚か私通でも何でも妊娠の事實さへ備はれば一様にその扶養が確保される譯である、蓋し日本に於ける職業女子の數は大體に於て從來の工場法適用工場丈でも九十萬人、不適用工場三十萬人、商業使傭人五六十萬人見當で商工使傭人だけで總數百五六十萬人に達しうる、此多數の中から出る產婦に上記規約の保護を與ふるとすれば其支給手當は莫大なる金額となるであらう。此負擔は悉く政府が背負つたものか使役者と分擔すべきものか、又は労働保険制に依るかは問題である、只日本の職業女子は歐米のそれに比してすら年齢が若かく、大多數は嫁入支度のために稼ぐので家庭を作ると同時に職業生活を廢めて了ふから、姪婦の數も比較的少ないのであらう、それで此問題の中心は既婚者の多い鑛山労働者であらう。

第一回國際労働會議の結果を實施する必要上、政府は近く現行工場法と鑛業法との改正を行はなければならぬ必要に迫られたので農商務省當局は來議會には其等改正案を提出する豫定だと云はれてゐる。此等改正案には時間短縮、婦人夜業禁止、幼年工取締、產前產後の休養問題等の重要事項があるが中にも最も重大なるのは婦人夜業禁止であらう。婦人夜業といふと世間は直ぐに紡績工場のそれを聯想する、而して吾人と雖も亦之を當然でないとは言はないが而も尙我日本の石炭山には多くの女坑夫が夜業に從事してゐることを忘れてはならぬのである。最近農商務省當局の調査に據ると女坑夫の夜業に從事して居る數字は左の如くである。

石炭山(坑内作業者)

|         |         |          |
|---------|---------|----------|
| (一) 後 山 | (十五歳以上) | 約二万七千人   |
|         | (十五歳未満) | 約二千九百人   |
| (二) 支柱夫 | (十五歳以上) | 約三万二千五百人 |
| 雜役夫     | (十五歳未満) | 約四千百六十人  |

(坑外作業者)

|       |        |
|-------|--------|
| 十五歳以上 | 約八千七百人 |
| 十五歳未満 | 約四百八十人 |

(選炭夫が最も多く雜役、運搬夫等は極く

少數が從事して居る)

金屬山(坑内作業者)

|       |       |
|-------|-------|
| 十五歳以上 | 約百四十人 |
| 十五歳未満 | 約十人   |

(坑外作業者)

|       |        |
|-------|--------|
| 十五歳以上 | 約六百五十人 |
| 十五歳未満 | 約二百十人  |

(運搬夫が最も多く選鑛夫雜役夫之に次ぐ)

抑吾が鑛山労働者の總數は男女合せて約四十六萬五千人、其中約十萬五千人が女子労働者であるがこの中前記の約七萬六千七百七十人が夜業に從事してゐる。而して上記の表でも解るよう女子坑夫は石炭山に多くして金屬山に少ない、而も同じく石炭山でも九州以外の炭坑では餘り女子を使用しないようである。

然らば女坑夫夜業禁止の結果はどうなるであらうか。鑛山作業には家族共稼ぎが多く一家の者が一緒に働く習慣が行はれてゐる、即ち男子が堀つたものを家族中の女が後山となつて積み込み運搬するといふ風で、之が爲めに作業が比較的圓滿に進み能率も上つてゐるようであるが、一度法律を以て女子坑夫夜業の禁止をやると夜

の部の後山は全部男子を以て補はなければならなくなるが、是れが又困難な問題である而も假りに男を以て容易に後山が補充せられたとするも能率上に於てどうであらうかとは雇主側の一般の心配である、而し又現在に於てすら深夜は女の後山が少いために、先山の缺勤が多い状態であるから俄に法律で深夜の女子入坑を禁止することになると、先山の缺勤が激増して殆んど夜の採炭は事實困難となるらしい、従つて資本家は從來の廿四時間労働に依る採炭量を十六時間労働を以てするような設備を設けなければならなくなる、處が日本如此炭層の貧弱な國に於ては是れが亦非常に困難だと言はれてゐる、従つて必然的に起る炭價の昂騰は一般産業に影響を及ぼすといふので資本家は此問題に大なる反対をしてゐる有様である。又反対の理由としては労働者の收入が減少するから労働者自らも決して是れを希望しないといふのであるが、斯くの如き非人道的労働状態を日本のみが今日尙維持して行か

なければならぬといふ理由としては餘りに貧弱ではなからうか。尙此上に乳兒を有する婦人に對しては一日午前と午後各一回宛三十分の補乳時間を與ふる事も規定せらるゝと言はれてゐるが併し坑内にあるものは其都度出坑すること困難なる事情よりして坑内女子労働者中の約一割五分の婦人は事實坑内作業を爲さしむること不可能となる譯であるか之は數字上僅か一割五分であるが上述したように彼等は多く夫婦共稼ぎをなしてゐる關係上是亦重大問題となるであらう。兎に角此等女子坑夫問題は今後益々世人の注意を惹くようになるであらう。

女子坑夫數

大正七年本邦鑄業ノ趨勢

女子坑夫鏽山別

|     |     |      |       |        |
|-----|-----|------|-------|--------|
| 十四才 | 十五才 | 二十才  | 二十才   | 合計     |
| 未滿  | 未滿  | 未滿   | 以上    |        |
| 金屬山 | 一三  | 四八三  | 五、三四  | 二、二三   |
| 石炭山 | 二三  | 一、五四 | 二〇、九七 | 五、五三   |
| 石油山 | 一   | 一二九  | 一、九六  | 二、六五   |
| 其 他 | 一   | 吾    | 五三    | 一、七四   |
| 合 計 | 三四  | 三、零一 | 六、五六  | 一、四、八三 |

|         | 金屬山         | 石炭山   | 石油     | 非金屬山  | 其他    | 合計    |
|---------|-------------|-------|--------|-------|-------|-------|
| 女採鏽夫    | 一四          | 一三    | 二元     | 二元    | 二元    | 二五    |
| 女選鐵夫    | 二、八三        | 四、六二  | 一      | 一     | 一     | 一     |
| 女製鍊夫    | 一、七三        | 一     | 一      | 一     | 一     | 一     |
| 女鑿井夫    | 一           | 一     | 一      | 一     | 一     | 一     |
| 女汲油夫    | 一           | 一     | 一      | 一     | 一     | 一     |
| 女運搬夫    | 六六          | 一三八   | 一五     | 一九〇   | 一九〇   | 一九〇   |
| 女器械夫    | 四四          | 四四    | 四九     | 一九〇   | 一九〇   | 一九〇   |
| 女工作夫    | 三四          | 三四    | 四九     | 一九〇   | 一九〇   | 一九〇   |
| 女雜夫     | 四、五三        | 五、九六  | 五九     | 一九〇   | 一九〇   | 一九〇   |
| 合計      | 一九、一三、三〇    | 六六    | 四六     | 四二、三九 | 四二、三九 | 四二、三九 |
| 年六月末鏽夫數 | 福岡鏽務署管轄下大正八 |       |        |       |       |       |
| 男       |             |       |        |       |       |       |
| 女       |             |       |        |       |       |       |
| 計       |             |       |        |       |       |       |
| 石炭山     | 一九一、三〇八     | 八、四四五 | 二三、七五三 | 九、四一〇 | 九、四一〇 | 九、四一〇 |
| 金屬山     | 七、五六        | 一、九四四 | 二、九四四  | 一、九四四 | 一、九四四 | 一、九四四 |

八 女子坑外勞働業務別

坑內之部

|                 |             |         |        |        |       |
|-----------------|-------------|---------|--------|--------|-------|
| 六               | 福岡鑛務署管轄内坑外坑 | 二〇〇、九四八 | 八三、三六三 | 天四、三二一 | 二、三四四 |
| 内鑛夫數(大正八年六月末現在) |             |         |        |        |       |

### 第三女工問題

婦人協會

# 女工ストライキと新

本年度に於て女工ストライキの大きいのが二つあつた、一つは富士瓦斯紡績押上工場の夫れであり、他は芝煙草専賣支局赤羽根分工場仕上部の夫れである、而して兩者共七月中に行はれたのであるが前者は勿論女工のみではなかつたが男女工合せ

て約一千名の参加者の中過半數は女工であつた、後者は女工のみの参加者であつた。此二つの労働争議の中前者については「労働争議」の項に於て之を論じたから茲では後者のみに就いて語らう。

芝煙專賣支局赤羽根分工場仕上部には女工が三百名程居て是れが小林、佐野兩工長の配下に分れて就業してゐたのである

が小林工長が分娩の爲約一ヶ月休んでゐると何日か其地位が無くなり工長は佐野一人となつて仕舞つたので、小林派の女工は七月上旬當局に二つの條件を提出すると共に工長に對し同情的の罷業をした。當局は此罷工者の内十六名を馘首したが、罷工の發頭人と目せられてゐた赤塚某女一人は之を馘首しなかつた。世間では之に關し次のようなことが言はれてゐる、當局は表面罷工にかこつけて馘首したのであるが實際は同分工場内部に於ける役員女工間の風紀紊亂甚だしく、此等の暗鬭からであると。此労働争議中七月八日某氏は女工罷工に就いての助力を新婦人協會に求め

た。之を要するに此事件は、全然罷工女工の失敗に終つて仕舞つたが馘首せられた十六名の女工は大いに團結力の必要を痛感し七月十五日十六人會を組織し、今後毎月一回位會合して新婦人協會の平塚、市川兩女史等の指導を仰ぐことに定つた。

## 二 女工争奪戦概況

### 名古屋專賣支局

名古屋專賣支局では一月十、十一の兩日午前八時三十分から名古屋市内でも職工募集宣傳に有力な西區西部（堀川西）と中區一帶へ一二班に分つた宣傳隊を出し隊員は各自「男女工手大募集」の旗を持つて募員が專賣支局工手其儘の服装で白のエプロンに芋の葉の様な防塵帽を被り作業服を着込んで夫れに鉢、太鼓、三味線の鳴り物入りで市中を練つて廻つた。然し之はあまり效果がなかつたので同局では非常に狼狽して二月廿日、早朝から多數局員を小學校に派して各校毎に直接談判を爲さしめ、

卒業前の生徒を得ようと極力運動したが男子は兎に角女子は殆んど募集困難の状態であつた、と云ふのは近時色々な女子の職業が増加し、殊に紡績女工、電話交換手、並に前記の專賣支局女工やらの小學校卒業生の就職豫約が流行し、盛んに其争奪戦が行はれてゐたからである。

### 岐阜縣の女工労働供給組合

岐阜縣にては、曩に職工募集取締規則の改正を行ひ警察當局をして嚴重取締を爲さしめつゝありしも其效少なかつたから、遂に大野郡を初め其他數箇町村にては女工労働供給組合を設置して各種募集運動より生ずる弊風に對し自治的改善に努めることになつた。其成績も大いに見るべきものがあるので縣當局に於ては此種組合の増設を奨励してゐる。

## 今治機業界の復活と女工争奪戦

財界の變動以來一時全く沈衰せる今治の機業界は夏季に入り漸く復活の機運に

向ひ綿練工場とタオル工場とは盛んに活動し始めた、その結果各工場に於ては女工募集に熱中してゐるが一旦歸農したる女工は容易に復歸せず爲めに各工場間に於ては激烈なる女工争奪戦が行はれてた。

### 島根縣下女工争奪戦の閉熄

島根縣は大正八年に於て四千名以上の女工出稼人を出した程で關西屈指の女工募集地と目せられてゐる、從つて昨年から本年の初めにかけて島根縣廳に對し各會社より職工募集の許可を受けに來るもの非常に多く、中にも女子募集の最も多かつたのは大日本、岸和田、東洋、鐘淵及倉敷の各紡績で各會社の間に激烈なる争奪戦が行はれるのであるが本年の三四月頃の財界變動からは職工募集の手續書の如き著るしく減少して夏季に至つては始んど女工の争奪を見ないようになつた。

### 三 生絲製絲業者の休業 と女工

十一月十日に開催せられたる全國蠶絲

業者大會に於て全國生絲製絲業者の操業休止期間に關し次の如く決議せられた。

全國製絲家輸出地遺絲の大正九年十一月三十日より大正十年二月十五日まで（長野縣は大正十年三月二十日まで）先約定（値決め成行）共の有無を問はず全國一齊に操業中止を繼續する事但一月三十一日までに帝國蠶絲株式會社より申出ある時は休止の期間を延長するものとす

十一日前日に引續き蠶絲同業組合中央會及び全國蠶絲業者大會の聯合委員會が開催せられ、次の如き職工争奪並に職工給與待遇に關する事項が決議せられた。

### 決議

#### 一、職工争奪防止に關する件

イ、大正九年十一月三十日までに於ける組合又は各團體名簿に登録したる職工若くは各工場に雇傭契約あるものは大正十年度に繼續し當該工場に屬するものとす

ロ、職工にして契約満期の際他の工場に轉ぜんとする時は雇主は休業期間中に於ては前雇主と協議の上雇傭契約を爲すものとす

ハ、本年に於ける職工の雇傭契約を欲する募集期間は大正九年十二月二十日までとし以後大正十年三月二十日までは何等の理由あるも募集行為を行はざるものとす

ニ、前二項に關し組合會員間に違反者ありたる時は其組合に於て適宜の處分を爲し組合相互間に紛議を生じ解決し能はざる時は組合中央會の仲裁判斷に委するものとす

イ、操業休止中は地方の狀況に依り各組合若くは各團體に於て適當なる給與待遇方法を協議實行するものとす

ロ、前項の方法を決定したる後は各組合又は各團體より直ちに之を蠶絲同業組合中央會に報告するものとす

第一項ロ及びニは大問題となり、若し前雇主が拒絕する場合は如何又は中央會を裁斷に委して時日を多く経過する時は無效力となり此決議も何等の權威なし等の議論出でたるも結局今日非常の際なれば各自の德義心に憑へて實行に依りて違反者には各縣に於て制裁を加ふるやうに努むべしとして原案に賛成し之を決議した。

今左に此等の決議が各地の製絲女工に如何なる影響を及ぼしたかを調べて見よ

神奈川縣下の事情  
全國製絲操業休止に伴ひ神奈川縣製絲

同業組合に於ては休止中の職工(十一月廿九日現在の職工數)に對する給與待遇法に關し豫て協議中であつた休業期間中左の如き待遇を爲す事に決した。

一、工女に對しては十二月中の手當として一人に付金五圓を支給する事

二、從來年末には各工場共工女に對し一人に付約四圓位の物品を給與する慣例なるが故に本年は出來得る丈け増額を計る事

三、前二項の給與は本人歸郷の際支給する事

四、工男及事務員に對しては休止中と雖も從前通り手當を支給し工場事務に從事せしめ置く事

五、製絲技術員に對しては引繼き雇傭し置き休業中は月給の半額を支給し其間は本人の自由意思に委する事

### 長野縣下の事情

我國で製絲業の最も盛んなのは何んといふても岡谷を中心とする長野縣の製絲地である、此地方に於ては毎年十二月の二十日から翌年の二月頃まで休業し女工を里に歸す例であるが今年は春頃からの不景氣來の爲め全國は十一月三十日から二月十五日まで一齊に休業することとなつたが、信州に於ては特に十一月三十日から

三月廿日まで休業することに定められた。從つて此等製絲地に働く女工數萬人を一齊に郷里に歸さなければならなくなり、各組合は鐵道當局と協力し、十一月三十日から向ふ五日間臨時列車三十三列車を運轉し各列車毎に女工監督を附し夫々歸省の途に就かしめた。

### 十二月一日名古屋驛通

#### 過歸郷女工數

|      |        |        |     |
|------|--------|--------|-----|
| 山丸製絲 | 百五十五名  | 安城驛より  | 長野行 |
| 石川組  | 百名     | 豊原驛より  | 同   |
| 八十組  | 百二十名   | 木曾川驛より | 坂下行 |
| 片倉組  | 三百三十五名 | 一宮驛より  | 同   |
| 上松   | 八十名    | 上松驛より  | 同   |
| 片倉組  | 八十名    | 一宮驛より  | 岐阜行 |
| 三井製絲 | 百五十五名  | 豊原驛より  | 米原行 |

操業休止の行はるべき十一月卅日現在尙十一月三十日には彦根の東洋紡績の女工四百名が午前十時十三分着で名古屋驛に降り午後中央線で上松へ向け出發した。

三重縣の事情

操業休止の行はるべき十一月卅日現在三重縣各製絲工場の狀況は未だ縣内各地よりの報道に接せざる爲一般に知り能はざるも津市に於ける關西製絲の如きは確かに休業した一般に就ては縣蠶絲課當局は厲行せられるゝものと信じ居れるが如きも當業者の觀測する所によれば確實に休業すべしと見るゝものは輸出向の製絲家

### 愛知縣下の事情

愛知縣下に於ける製絲業者は全國大會

中堅實なる前記關西製絲を初め一志郡の井關度會郡の度會龜山の龜山三重郡の伊藤五島三重の各製絲家其他を合せ約十工場にして其他國用製絲にして横濱と直接取引無き中小工場に於ては果して決議通り休業せるや否や甚だ疑問なりと云はれてゐる、而して卅日より火を止めたる工場に於ては工女の歸宅を希望するものは其意思に委すべきも然らざるものは成るべく工場に留置き裁縫其他婦人としての修養を爲さしめた。其後津市關西製絲株式會社に於ては休業中一女工に對し、一日食費八錢を給したる外、月收の五割を支給して女工全部四百餘名を歸郷せしめたが、歸郷女工の爭奪を警戒する爲め、十二月來より社員全部を女子所在地なる各郡市へ派遣して之れが引止策を講じてゐる。

### 岡山縣下の事情

岡山縣下に於ける各製絲業者は曩に全國製絲業者大會の決議に依り十一月三十日から一齊に操業休止して居るが現在縣下の製絲工場數は三十工場で職工數二千

七百二十七人内男工百七十六人女工一千五百五十一人で最も多い工場は郡是製絲津山分工場で男女工共八百八十人次いで浮田製絲二百三人、大月製絲二百三人、東備製絲百九十七人、山陽百五十三人等であるが之等の休業職工には食費として一日二十錢を外に前給料の三割を支給し居れるが農繁期なると一般事業界の平調と又毎年當時は休業状態となるを常として居れば別に失業問題は起らない。尙休業中に郡馬信濃地方の製絲家が職工を奪取に來るので縣當業者は大恐慌を來たし遂に十二月二十五日午後一時より岡山縣蠶業取締所に於て縣下蠶絲業者大會を開催し左の如く議決した。

### 工女争奪防止に關する件

一、大正九年十一月二十九日現在の工女を以て各工場の所屬として各工場の雇傭の工女は遲滞なく同業組合に登録を申請する事  
一、操業休止期間中本縣下同業者は絶対に工女の争奪を爲さざること  
一、他府縣製絲業者の工女募集運動に對して左記方法に依り極力之が防止に努むること

イ、他府縣の工女募集員の惡辣なる誘拐運動に對し之が取締方を本縣工場監督官へ陳情する事  
ロ、同業者相互間連絡を保ち誘拐運動の防止に努むる事  
ハ、縣下同業者は他府縣募集員の動作を精査し時々同業組合に内申し同業組合は各同業者に通知其他機宜の處置を執ること  
ミ、右に關し本縣工場監督課長の意見を聽取する事

### 愛媛縣下の事情

縣下に於ける製絲操業休止は縣蠶絲同業組合大會の決議通り容易に實行せられそうではなかつたが十二月六日に至り輸出向き工場約八十は愈々休業することとなつた是等工場の工女約九千名に對しては各工場にて賃銀の二割乃至三割及一日十錢の食費を給することとなつたが、内地向工場は到底休業する見込かない又輸出向きの工場ですら休業數日に於てすら早や紡績會社の方から工女の争奪を行はれて困つてゐる。

### 鳥取縣下の事情

鳥取縣下の製絲業者は十一月二十日午

絹物展覽會出品に關する件

後倉吉町有親館に會合し全國製絲業大會の決議せる十一月三十日より二月十五日迄全國一齊に休業實行につき協議せる結果鳥取縣に於ても右決議通り實行する事となり休業中職工給與に對しては女工に十一月工賃を平均して其の三割を男工には其の五割を支給するに決し六時散會せらるが休業中は互に工女の争奪は一切禁止する旨申合せをなした因に縣下に於ける製絲業女數は約六千人にして歲末年始を控へての操業中止は大打撃なるなるべく中には此の際多少の轉職を爲す者もある模様であると傳へられた。

#### 熊本縣下の事情

熊本縣輸出生絲同業組合にては十一月二十二日午後二時より組合事務所に於て臨時總會を開き左の各事項を附議した。

- 一、操業休止に關する件
- 二、休止中男女工の手當待遇並に程度に關する件
- 三、休止違反制裁に關する件
- 四、大正十年二月米國紐育に於て開會の國際

#### 女子職業問題

來會者二十四名鈴木縣技師臨席開會勞頭に於て長野友博氏より本月十日蠶絲組合中央會全國蠶絲業者と會に於ける操業休止に關する討議並に決議經過に就き詳細に報告し夫より議案に就き研究討議する所ありたるが操業休止に關する決に就ては同工の組合として中央會に加入せらる以上其決議に對しては履行するの外なしとせられ工女の待遇に關しては操業中止中は全休以前本年六月以降の總支給額を六分し其一ヶ月に相當する工賃の半額以内を毎月給與する事とし、其他工女の争奪及び雇傭に就ては中央會決議の如く又

第三項の中止違反制裁に關する件は該當者は五十圓以上千圓以下の違約金を徵收し尙決議事項實行の爲め七名の實行委員を置く事とした尙製絲操休中の工女利用方法等に關し熊本製絲同業組合にては協議會を開き協議の結果、操休中座縫足踏製絲に從事せしむるは生産制限の目的に反するのみならず之が爲め技術低下の虞

あれば絕對に之に從事するを許可せず之に違反せるものには休業手當を支給せず、休業中を利用し二月一日より五日間實現係、六日より十日迄教婦の技術講習會を開會する事を決議した。

#### 宮崎縣下の事情

全國蠶絲業者大會の決議に基き同縣中九箇所の製絲會社は十一月二十九日より休業したが、其内山十組宮崎製絲場にては五箇年以上勤續の工女三十四名を彰し、現女工一千二百餘名の内約六十名を除く外の女工は昨今夫れ夫れ歸郷せしめたるが残りの工女には休業期間中裁縫其他家事向の修養をなさしめ歸郷せる工女に對しては時々社員を派して彼等を慰撫監督して相互聯絡を保ち開業の時期には全部歸社の筈。

#### 四 雜

東京市電共濟組合代表

委員に女工當選

反するのみならず之が爲め技術低下の虞

東京市電氣局の共濟組合に於ては代議

制度を設けて各部より二名の代表委員を選舉制に依つて擧げることとなり、九月廿日前八時から選舉を開始し、四十名の代表者が決定したるが其中五十五人の女工と五人の男工の居る本所の被服工場から猪瀬アサ今井壽々の二名の婦人が候補者に立ち當選した。

### 富士紡女工に歌劇、唱 歌を歌はせる

曩に中央處女會では一般農村子女をして野卑な俗謡の代りに「野の幸」と云ふ唱歌を歌はせる事としたが其實績はまだ見るべきものがない處が今春以來富士瓦斯紡績の小山工場では毎日一定時間女工全部を構内の廣場に集合せしめ小林愛雄氏に囑して作った工場歌を歌はせて居るが、今度小名木工場でも同様に工場歌を作製して一般女工に歌はせる事になり作者小林愛雄氏の手から弘田龍太郎氏に作曲を依頼し既に出來上つてこれを歌はせる事となつた又保土ヶ谷工場の遠藤分工場長は既報の如く先きに歌劇を女工に教える

事を發案し是又小林氏を指導者として場内女工五十人を選抜し先づ歌劇「星の世界へ」を練習さして居る、これは小林氏作の「月姫」を骨子として極めて平易に作られた者で常に女工の耳に聞きなれたる唱歌の曲をとりてこれに新なる歌詞をつけた者である、毎週水曜日小林氏は保土谷に通つてこれを指導してゐたが、五月廿六日には同工場内に試演會を命催した。其結果は非常によく女工は從來歌ひなれた鄙俗なサノサ節やなんかを止めて皆此歌劇の歌を歌ふ様になり從つて下品な娛樂から遠ざかつて來たと言はれてゐる。

### 印刷局女工裸體検査廢止

印刷局に於ては其創立當時よりして男工は勿論女工に至るまでの裸體検査を行つて來た、之は紙幣、收入印紙、郵便切手その他機密をするものを製造する爲めであつたが事實上徹底的の検査が出來ないこと女工が裸體検査を嫌つて益々其數を減じて行くようになつたので遂に四月一日を以て總ての從業員に對する裸體檢

査を廢止して仕舞つた。

### 五 統計

松本市に於ける製絲女工年齢調

(大正八正年五月末十釜以上に就ての市の調査)

| 年齢  | 年齢       |          | 年齢  | 年齢       |          |
|-----|----------|----------|-----|----------|----------|
|     | 製絲<br>女工 | 玉絲<br>女工 |     | 製絲<br>女工 | 玉絲<br>女工 |
| 一歳  | 一九〇      | 一一一      | 一歳  | 一九一      | 一一一      |
| 二歳  | 一九一      | 一一一      | 二歳  | 一九二      | 一一一      |
| 三歳  | 一九二      | 一一一      | 三歳  | 一九三      | 一一一      |
| 四歳  | 一九三      | 一一一      | 四歳  | 一九四      | 一一一      |
| 五歳  | 一九四      | 一一一      | 五歳  | 一九五      | 一一一      |
| 六歳  | 一九五      | 一一一      | 六歳  | 一九六      | 一一一      |
| 七歳  | 一九六      | 一一一      | 七歳  | 一九七      | 一一一      |
| 八歳  | 一九七      | 一一一      | 八歳  | 一九八      | 一一一      |
| 九歳  | 一九八      | 一一一      | 九歳  | 一九九      | 一一一      |
| 十歳  | 一九九      | 一一一      | 十歳  | 二〇〇      | 一一一      |
| 十一歳 | 二〇〇      | 一一一      | 十一歳 | 二〇一      | 一一一      |
| 十二歳 | 二〇一      | 一一一      | 十二歳 | 二〇二      | 一一一      |
| 十三歳 | 二〇二      | 一一一      | 十三歳 | 二〇三      | 一一一      |
| 十四歳 | 二〇三      | 一一一      | 十四歳 | 二〇四      | 一一一      |
| 十五歳 | 二〇四      | 一一一      | 十五歳 | 二〇五      | 一一一      |
| 十六歳 | 二〇五      | 一一一      | 十六歳 | 二〇六      | 一一一      |
| 十七歳 | 二〇六      | 一一一      | 十七歳 | 二〇七      | 一一一      |
| 十八歳 | 二〇七      | 一一一      | 十八歳 | 二〇八      | 一一一      |
| 十九歳 | 二〇八      | 一一一      | 十九歳 | 二〇九      | 一一一      |
| 二十歳 | 二〇九      | 一一一      | 二十歳 | 二一〇      | 一一一      |
| 合計  | 四〇九      | 一一一      | 合計  | 四一〇      | 一一一      |
| 三九九 | 一一一      | 三九九      | 一一一 | 三九九      | 一一一      |
| 四八  | 一一一      | 四八       | 一一一 | 四八       | 一一一      |

# 東京府に於ける製絲女

工勤續年數調

(大正八年五月廿一日現在工場法適用工場  
關す 警視廳工場課調査)

| 勤續年數別 | 人員  | 勢羅年數別 | 十二年以上 |
|-------|-----|-------|-------|
| 十九年以上 | 三〇一 | 十三年以上 | 一〇八   |
| 十八年以上 | 四一七 | 十四年以上 | 二二二   |
| 十七年以上 | 四〇四 | 十五年以上 | 二二二   |
| 十六年以上 | 三七九 | 十六年以上 | 二二二   |
| 十五年以上 | 三三四 | 十七年以上 | 一九九   |
| 十四年以上 | 二三四 | 十八年以上 | 一八三   |
| 十三年以上 | 二一二 | 十九年以上 | 一七九   |
| 十二年以上 | 一一四 | 二十年以上 | 一六六   |
| 十一年以上 | 一一一 | 廿一年以上 | 一四六   |
| 十年以上  | 一〇四 | 廿二年以上 | 一三五   |
| 九年以上  | 九七  | 廿三年以上 | 一三一   |
| 八年以上  | 八三  | 廿四年以上 | 一三三   |
| 七年以上  | 七九  | 廿五年以上 | 一三六   |
| 六年以上  | 六六  | 廿六年以上 | 一三五   |
| 五年以上  | 五五  | 廿七年以上 | 一三四   |
| 四年以上  | 四四  | 廿八年以上 | 一三二   |
| 三年以上  | 三三  | 廿九年以上 | 一三一   |
| 二年以上  | 二二  | 三十年以上 | 一三〇   |
| 一年以上  | 一一  | 廿五年以上 | 一三五   |
| 計     | 二二〇 | 廿六年以上 | 一三五   |

女工　三・三　一八　五八　三二　二・二  
愛媛縣下有夫女工調査  
愛媛縣下各種工場中に於ける有夫の女  
工數に就き縣工場課の今夏調査したる處  
に依れば、女工總數一萬七千九百五十六名  
中二千三百九十二名にして是れを年齢別  
に示せば、

|                    |       |
|--------------------|-------|
| 十五歳以上二十歳未満         | 百九十三名 |
| 二十歳以上四十五歳未満        | 二千十九名 |
| 四十五歳以上             | 百八十名  |
| にして尙此外各工場に附隨せる 女勞働 |       |
| 者三百二十二名中有夫の者二百三十八名 |       |

# 男女工教育程度比較の一例

## 第四 商業舖用人

# 大阪專賣支局職工勤績 年數調查

## 年數調查

(大正九年十一月二十日提出にかかる大阪專賣支局の調)

る数字を見ることが出来る。この調査に使用した總職工數は一千六百十六名にして、内女工二千六十一名、男工五百五十五名である。

|   |   |   |     |
|---|---|---|-----|
| 計 | 一 | 男 | 六ヶ月 |
|   | 一 | 女 | 未滿  |
| 五 | 六 | 五 | 一年  |
| 四 | 四 | 三 | 未滿  |
| 八 | 九 | 八 | 三年  |
| 七 | 七 | 六 | 未滿  |
| 九 | 七 | 三 | 五年  |
| 三 | 七 | 六 | 未滿  |
| 六 | 一 | 五 | 七年  |
| 二 | 九 | 一 | 未滿  |
| 一 | 一 | 八 | 十年  |
| 八 | 六 | 一 | 以上年 |
| 五 | 九 | 二 |     |
| 九 | 五 | 八 |     |

女子職業問題

地練習を行つた。

尙二月三日の東京日々新聞紙上に掲載せられたる同會社取締役の談左の如し。

養成は男よりも非常に容易で細く注意が届くやうである今月の十日迄全部新宿に置くが十日以後は品川へ十二人を廻し残りの二十人と十日に卒業する第二期生の三十人とを合せて全部女車掌を以て充たす筈で將來車掌は全部女とし男車掌は悉く運轉手に引き上げる考へである女車掌の初任與給は日給七十五錢手當五割で一ヶ月合計三十七錢となるわけである尙洋服帽子胸當等は全部支給する事になつてゐる勤務時間は午前午後に別れてゐるが六日間で五十時間となつてゐるが一ヶ月の休日が五日間とつてあるから左程無理でもあるまい

### 東京市街自動車女車掌

#### 半年間の成績

右に關し東京市街自動車會社の一幹部

の談として六月三十日の讀賣新聞紙上に掲載せられたるもの左の如し。

今日迄半ヶ年の成績だけで言へば婦人は男子から車掌の役を奪ふて更により良き獨特の位置を贏ち得たとも言へよう。其の理由は男子が賃金を欺偽する割合は車掌運轉手二百人前後で一月妙くて二十件、多い時は三十件以上

に達した者が、婦人になつてから半ヶ年の中僅に三件に過ぎぬ。正直と云ふ點は女車掌の美點である次に女車掌の採用から乗客との争ひ妙く乗客が増したと云ふ點も一體に車掌が男子より婦人に適當なる事を示したものである更にこちらで最も懸念した體育衛生状態に就ても適當の運動から持病の平癒した者もあり、出勤の歩合は男子に優る數倍である身體に障りがある時で休養する者は一人もなく十時間勞働中一日四回の往復正味七時間の勞働及歩合勞働により五十圓より六七十圓の收入を得て一家を養ふてる者もある。唯一の今猶嚴重に監督する事は風紀問題であるがこれは今日迄三組の夫婦が出来上つた丈でこの弊害さへなくば將來この車掌と云ふ職業は女の獨占になるかも知れぬ

### 二 各地女子商業使用人數調査の結果

#### 三府三縣下に於ける調査の結果

華府國際勞働會議の協約中婦人勞働者の產前產後の待遇に關する條項に基き農商務省農務局では全國に亘り商業に從事する婦人使用者の調査を續行してゐるが、我國の代表的商業地である東京、京都、大阪の三府と兵庫、神奈川、愛知三縣に於け

る七月未現在の調査は既に終了した之に依つて從來全く等閑に附されてあつた商業使用婦人の類別と其總數に對する既婚婦人の比例等の大勢を窺ひ知ることが出来る、即ち此六府縣に於ける十二歳以上の商業使用婦人の總數は、十三萬六千人で此中有夫の者は三萬七千餘、即ち二割七分三厘強である。職業の類別は物品賣買、倉庫、金融、運輸其他の五種に大別して調査したが其他に屬するものが最も多く約七萬四千過半數の五割一分四厘強に當るのである、此多數を譯はバーの給仕、宿屋及び料理店の女中、待合の女中等を一括して此中に含めたからだ、之に次ぐものは女店員を主とする物品賣買と云ふ項に屬する婦人で其數は六萬餘即ち四割四分強である、而して既婚婦人の大部分は二十才以上四十五才の年齢のもので、女の働き盛りである計りでなく婦人の孕姪年齡に在るもののが最も多いことが解つた、従つて此點に關する協約事項は國民保健の上から極めて適切のものであつたことが認められる、

尙ほ此調査に依つて多數の商業婦人を使用してゐる所に使用されてゐる婦人には比較的未熟の者の多いことも解つた、而して此六府縣に於ける商業使用婦人の十萬は未婚者で即ち總數の一割三分餘であるから産婦人に関する保護法が、制定實施されることになつても雇主に堪へ難き負擔となるやうのことはあるまいと樂觀せられてゐる。

# 大阪市内の調査

大阪市商工課の本年未の調査に據れば、大阪市内の各種商業（各種賣買業、金融業、倉庫保険業、運輸業其他の商業）旅店料理店に十人以上の女子を使用する所は六十六箇所にして此内三十人以上を使用するは全體の約三分の一なる十九箇所である。而して其總數は千廿八人で、其中七百十五人が十人以上三十人未滿の箇所に居る者であるが、今日此等女子商業使用人を業務別に觀る時は各種賣買業の六百九十五人即ち最高位を占め次で其他の商業の六百五十九人、金融業の二百二十

人、倉庫保険業の百十三人、運輸業の五十六人の順序である。尙之を年齢より見る時は、十五歳以上二十歳未満の者最も多く其數八百八十四人、次位は二十歳以上の七百九十五人、十四歳以上十五歳未満四十一人十二歳以上十四歳未満一十三人である。之を以て觀ても女子が家を出て働くのは二十歳前後の者が其大部分を占めるといふことは商業使用人に就いても適當に言ひ得るのである、尙此年齢別を業務別に細別すると各種貿易業と他の商業（旅店・料理店）に現はれる全然相反する現象に氣付く、即ち夫は各種賣買業に於ては十五歳以上二十歳未満の者が三百九十八人居て二十歳以上の者が二百五十六人居るから前者者が遙かに其數が多いのであるが其他の商業に於ては前者に屬する者が三百五十五人にして後者に屬するものが三百九十一人、即ち後者の方が多數である。次に彼等女子商業使用人總數千二十八人の中、夫者は約四分の一の二百五十一人にして、業務別より見る時は、其他の商業に屬する

## 和歌山縣下の調査

| 職業名   | 調査商店數 | 事務員數  |
|---|-------|-------|
| 賣買業   | 三、一六一 | 一、四三三 |
| 金融業   | 一三    | 七八五   |
| 倉庫業   | 一五    | 十七    |
| 運輸業   | 一七    | 一〇九   |
| 其<br>他  | 四〇    | 四四〇   |
| 計   | 八六九   | 八六九   |
|   | 一、五六三 | 一、二四九 |
|   | 四、〇四六 | 四、〇四六 |
|   | 三、〇五二 | 三、〇五二 |
| 取尙年齢は無配偶者は十二歳より二十三歳、有配偶者は三十歳より四十五歳が多い而しい其擔當は電話交換、集金、會計事務等である。 | 四、〇四六 | 四、〇四六 |

もの最も多くして百五十九人、次は各種賣買業の八十人である、然し以上の調査は十人以下を使用してゐる箇所は全然勘定に入れなかつたのであるが今若し是れをも算入する時には恐らく十人以上の總數の倍以上に上るだらう。

## 岡山市の調査

# 岡山市の本年夏季の調査による同市女

子商業使用人數左の如し

| 業種   | 無配偶者         | 配偶者 |
|------|--------------|-----|
| 金融業  | 十二歳以上十四歳未満   | 一   |
| 賣買業  | 十四歳以上十五歳未満   | 一   |
| 運輸業  | 十五歳以上二十歳未満   | 一   |
| 保險業  | 二十歳以上二十四歳未満  | 一   |
| 宿屋料亭 | 二十五歳以上二十九歳未満 | 一   |
| 貸廓敷  | 三十歳以上三十四歳未満  | 一   |
| 寫眞館  | 三十五歳以上三十九歳未満 | 一   |
| 劇場   | 四十歳以上四十四歳未満  | 一   |
| 寄活動  | 四十五歳以上四十九歳未満 | 一   |
| 計    | 五十歳以上五十四歳未満  | 一   |

# 統計

## 東京府に居住する女遊藝人數

(大正八年十二月未目現在)

二〇五  
一、六九九  
二六〇  
五  
二八一  
三九五  
二、五九二

滿二十四才以上  
滿二十三才以上  
滿二十二才以上  
滿二十一才以上  
滿二十才以上  
滿十九才以上  
滿十八才以上  
滿十七才以上  
滿十六才以上  
滿十五才以上  
滿十四才以上  
滿十三才以上  
滿十二才以上

# 大阪市に於ける電話局

(本調査は大阪中央電話局の大正九年十月未  
日現在調に據る)

|   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |     |     |  |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|-----|-----|--|
|   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |     |     |  |
| 一 | 八 | 八 | 八 | 五 | 六 | 七 | 八 | 二 | 四 | 一 | 一 | 一 | 主事補 | 交換手 |  |
| 一 | 三 | 五 | 四 | 五 | 二 |   |   |   |   |   |   |   |     |     |  |
| 一 | 八 | 八 | 八 | 五 | 六 | 七 | 八 | 二 | 四 | 一 | 一 | 一 |     |     |  |
| 一 | 一 | 二 | 三 | 九 | 〇 | 八 | 〇 | 三 | 七 | 三 | 二 | 一 | 二   | 一   |  |
|   |   |   |   | 二 | 五 | 四 | 四 | 四 | 四 | 六 | 六 | 六 | 二   | 一   |  |
|   |   |   |   | 一 | 二 | 三 | 三 | 三 | 三 | 四 | 四 | 四 | 四   | 四   |  |

爲替貯金局及同支局所屬女子職員（各年三月末現在）

滿二十六才以上  
滿一十七才以上  
滿二十八才以上  
滿二十九才以上  
三十才以上  
三十一才以上  
三十二才以上

|     |   |   |   |   |   |   |   |   |   |
|-----|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 一四才 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 |
| 二三  | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 |
| 一八才 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 四 |
| 二二  | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 |
| 三五才 | 一 | 一 | 二 | 一 | 三 | 二 | 一 | 三 |   |

## 第五 藝娼妓問題

一  
藝娼妓の公休

(但し採用後一ヶ月未満は算入せず、復職者に對しては前の勤続年月をも加算記入のことと然し兩者共其數極めて渺し)

十月中旬松島游廓一部の娼妓が、この機  
主に對し毎月一回乃至二回一定の公休日  
を與へられんことの要求運動を起した。

# 大阪松島娼妓の公休日 要求運動

江種日本堤署長が管内吉原遊廓内の娼妓に對しても職工や徒弟や商店の雇人の如く月二回の公休を設けて精神的に慰藉するは時代思想に伴ふ措置なりと三業組合取締役員を勧説したる結果、不取敢各貸座敷營業者は十一月十三日以降任意に一回の公休を實行し慰安策を講じつゝある。

## 二 藝娼妓事情

大阪松島、飛田兩遊廓

藝娼妓事情

大阪松島、飛田兩遊廓

岐阜縣にては九月十四日突如として縣公報號外を以て、料理店飲食店待藝妓取締並に藝妓置屋營業貸座敷營業取締規則の大改正を行ひ、之と同時に藝娼妓酌婦雇女の公休日其他を制定して之を斷行した。

景氣のよかつた全盛時代の三月に於て  
は、松島遊廓だけで娼妓の總數三千一百三  
名で三月中の開業百四名、廢業百六十五名  
であつた、其中落籍された者が四十一名、  
自己の賣上金で綺麗に足を洗つたものが  
二十九人親引二十七名で、落籍も多ければ  
自己返済も多かつた、三月中總花賣代高は

岐阜縣翠姫妓等に公休日實施

大阪市に於ける電話局  
通勤女子吏員勤続年齢  
數調  
(本調査は大阪中央電話局の大正九年十月末  
日現在調に據る)

# 女子職業問題

實に一十三萬四千五百三十三圓八十六錢といふ驚くべき數を示して居る、ところで不景氣の九月中を調べて見ると娼妓總數は三千七百五十三名、即ち三月よりは五百五十名と不景氣を的確に象徴する數の増率を見てゐる、そしてこの五百五十名の殆ど全部は藝妓か酌婦からの轉身であるといふ然るに一轉して九月中の開業を見ると百三十三名で、廢業者は僅に百十一名即ち三月よりは五十四名減じて居る、其中落籍は十四名自己の稼高で返債した者十六名、其他の鞍替といふ實狀、自己返債等は著しく減じて居る、そして總花賣上高は二十萬一千百三圓三十一錢で、三月に比べると三萬三千四百五十圓十五錢を減じてゐる次に娼妓が前借以外に樓主から借りる新借を調べて見ると三月中は二百四十人で三萬六千五百十圓であつたが、不景氣の爲に花が賣れないので樓主も貸出しを警戒したため九月中では百九十八名に減つて金額は三萬七百十五圓である之れを府下で最も娼妓數の多い飛田遊廓に就

き三月中とを比較して見ると三月中の娼妓總數は一千九名にて内開業二十二名廢業二十四名内落籍十六名、自己返債五名遊興人は四萬四千七百五十三名、揚り高十五萬三千三百八十九圓七十六錢であつたものが九月には總數一千二百五名と増し内開業四十九名、廢業二十二名内落籍七名、自己返債五名といふ數を示して居る、而しとおり其消費高は十二萬二千五百六十二圓三十八錢となつて三萬八百二十七圓三十八錢を減じて居る。

#### 福岡縣下藝娼妓稼稼高調

八月中に顯はれた數子によつて博多花柳界の景況を覗いて見ると藝妓の方では五券番の賣揚線香が數にして五十六萬四千八十七本金高にして九萬八千七百八十人で三萬六千五百十圓であつたが、不景氣の爲に花が賣れないので樓主も貸出しを警戒したため九月中では百九十八名に減つて金額は三萬七百十五圓である之れを府下で最も娼妓數の多い飛田遊廓に就

き三月中とを比較して見ると三月中の娼妓數は一千九名にて内開業二十二名廢業二十四名内落籍十六名、自己返債五名遊興人は四萬四千七百五十三名、揚り高十五萬三千三百八十九圓七十六錢であつたものが九月には總數一千二百五名と増し内開業四十九名、廢業二十二名内落籍七名、自己返債五名といふ數を示して居る、而して遊興人も餘程減つて四萬一千七十二人となり其消費高は十二萬二千五百六十二圓三十八錢となつて三萬八百二十七圓三十八錢を減じて居る。

百廿四圓六十六錢相生券では百四十名効いて十萬三千百二十九本の一萬八千五百五十三圓廿二錢水茶屋券では九十名の藝妓で九萬九千八百廿八本の一萬七千九百六十九圓四錢新柳町券では五十五名で三萬二千五百九十四本の三千九十六圓四十五錢である、之を前月の賣揚總數六十八萬五千八百廿四本の十二萬四百九十三圓五十五錢に比較する線香數では十二萬三千六百三十七本金高では二萬千七百十圓三十八錢の減少となり更に之を近年に於ける花柳界全盛の記錄とも云ふ可き本年四月の博覽會當時に較ぶれば賣揚數からは六十一萬八千九百九十八本金高にすれば十一萬四千九百九十九圓十三錢即ち何れも半分に達せぬといふ悲惨な状況である、今年に入つては何といつても櫻花と博覽會の四月が一番忙しく次では正月から三月二月といふ順なりに五月からは例年の夏枯れに擣てゝ加へて恐ろしい不景氣の煽りを受けて月と共に寂びれて行つた、從つて藝妓の數もその頃から漸次減少して五月に

三十名、六月に四十三名、七月に三十七名、八月に廿五名の廢業を生じ、月々多少の新顔は出たが結局四名の八百四十七月から見ると實に五十二名の激減を示してゐる。世間の景氣は争はれぬもので近頃では、藝妓一人一ヶ月の稼ぎ高が平均九百本位のもので一流の賣ツ子でも三千圓には達せず渺いのになると札をかけて居て三十本といふのすらあると云ふ事である。不景氣の打撃は同様遊廓でも受けた、博多柳町では四月中に一萬五千八百十五名の遊客によつて廿三萬四千五百七十一圓六十二錢の遊興費が揚つたのに、前月ではすつと減つて一萬千五百六十一名の登樓者を數へたに過ぎぬ、これだけ娼妓の廢業も此頃メキメキ目に立つて來た。三月頃では廢業の廿二名に對して登録の五十四名もあつたのに八名は反対に九名の登録に十三名の廢業を數へ四月の六百九十三名に對し、現在は娼妓の數も六百四十一名になつて居る、そして此の夏の初から毎月型にはまつたやうに決まつて減少して行く

のを見ても財界の不況が如何に花柳界に手痛い響きを與へて居るかが想像される。

英領ボル男  
ネチ女一一六  
ガスカル男  
瑪女三  
阿弗利加男

二 | 三一

### 三 雜

#### 天草娘子軍の發展振

熊本縣人の大正八年度海外在留者を調べて見ると最も多いのは布哇で男六千八百女三千五百、北米合衆國の男五千、女二千三百といふ風に、女は大約男の半數で所謂娘子軍など云ふ性質の婦人でない事が判るが、それが支那、ロシア、南洋方面となると男よりもの方が遙かに多く、如何なる種類の女であるかも大方想像がつく、即ち左の通り。

|      |   |     |     |   |    |    |    |     |
|------|---|-----|-----|---|----|----|----|-----|
| 支    | 那 | 男   | 六二九 | 西 | 伯  | 利  | 男  | 六〇七 |
| 香    | 港 | 男   | 一〇三 | 英 | 領  | 印度 | 女  | 〇四  |
| 馬來半島 | 港 | 男   | 二七  | 佛 | 領  | 印度 | 男  | 一五一 |
| 蘭領印度 | 女 | 二六五 | 佛   | 領 | 印度 | 女  | 一五 | 一三  |
| 露西亞  | 男 | 三八  | 暹   | 羅 | 國  | 男  | 五四 | 一二  |
| 匈    | 女 | 九三  | 和   | 國 | 男  | 女  | 八四 | 九三  |

豫て問題となり居たる岐阜縣の藝娼妓酌婦並に藝妓置屋料理屋飲食店宿屋取締規則の大改正と新に待合所取締規則を制定し愈十四日之が縣令を發布し即日より實施する事となりたるが其主なるものは藝娼妓酌婦雇女の借錢は容易に返済出来るのみならず却て増加するより「暴自杀となり墮落 淫靡に沈ましめ或は雇主に於て虐待し甚だしきに至りては不正の借錢を強ゆる者あれば、今後は雇主に於て一定の帳簿を備へ付け收支を明かにし、警察官吏をして検査せしむる事となつたり。藝妓を保護する一方法として毎月一回一晝夜公休日を設けしめ、其場合には各方面的名士を聘し講演等を聽かしめ精神上の修養を爲さしめ或は墓參を許し娼妓の如きは警察署の許可なくしては廓外へ一步も出づる事能はざりしを差聞へなき限り

外出を許し慰安を與へ 借錢返済を速かな  
らしむべく娼妓にして相當の藝を有する  
者に對しては藝妓の鑑札を下附する等専  
ら藝娼妓の保護を爲し 土地の狀況により  
て特例はあれども、料理屋と宿屋兼業を禁

尿の検査をする事とし、一種の検徽制度を取り、花柳病の傳染を防ぎ併染性の病患者は營業を止め又曖昧料理屋の撲滅策として料理屋、飲食店、待合茶屋を區別したるが貸座敷の如きは、娼妓の花代より料理其

四 統計

東京に於ける藝妓數十年間比較

# 東京府に於ける娼妓年齢

| 東京府に於ける娼妓年齢  | (大正八年十二月末現在) | 十八年以上二十年未満 | 一、四七六 | 一八五 |
|--------------|--------------|------------|-------|-----|
| 二十九歳以上三十歳未満  | 廿五年以上三十年未満   | 一、八六八      | 二二八   |     |
| 三十五歳以上三十六歳未満 | 三十年以上卅五年未満   | 一、五三三      | 一三一   |     |
| 四十歳以上四十一歳未満  | 卅五年以上四十年未満   | 九〇五        | 八三一   |     |
| 四十五歳以上四十六歳未満 | 卅五年以上四十五年未満  | 二四二        | 四九九   |     |
| 五十歳以上五十一歳未満  | 四十年以上四十年未満   | 九四         | 三九五   |     |
| 五十五歳以上五十六歳未満 | 四十五年以上四十五年未満 | 計          | 四四五   |     |
| 六十五歳以上六十六歳未満 | 四十年以上四十年未満   |            | 二九五   |     |
| 七十五歳以上七十六歳未満 | 四十年以上四十年未満   |            | 一、〇三八 |     |
| 八十五歳以上八十六歳未満 | 四十年以上四十年未満   |            | 一、〇三八 |     |
| 九十五歳以上       | 四十年以上四十年未満   |            | 七、八八二 |     |

# 大阪府に於ける藝娼妓

|            |       |       |
|------------|-------|-------|
| 十八年以上二十年未滿 | 一、四七六 | 一一八五  |
| 二十年以上廿五年未滿 | 一、八六八 | 二二八   |
| 廿五年以上三十年未滿 | 九一二   | 一三一   |
| 三十年以上卅五年未滿 | 四九九   | 八三    |
| 卅五年以上四十年未滿 | 三九五   | 四五    |
| 四十年以上      | 二九五   | 四九    |
| 計          | 七、八八二 | 一、〇三八 |

酌婦數調

一月未日現在五、二〇一七、三三七六二二酌婦藝妓娼妓

於て稻葉町、高巖町、雲雀町、彌八町附近を區域としたる外料理屋待合茶屋飲食店の營業時間を午前二時特例の料理屋宿屋兼業は午後十一時頃とし更に衛生上の施設として藝妓酌婦は毎月二回健康診断及

大正八年十二月現在

の他の飲食費等が多額なれば今後は時價以上を貪らしめざる事とした、此の處置は當業者に取り大苦痛なると共に、時勢に伴ふ當局者の大英斷と云はれてゐる。

五月末日現在 四、五一二七、八九〇 五九七  
開一三八 四二七 二三  
廢一三四 三四一 五二

十月末日現在 五、一四一七、四二五 六〇〇  
開六 二一九 四五  
廢四 二七九 二四

### 兵庫縣雇仲居及酌婦數調

| 地 方 別 年 次 | 藝妓數 | 總賣上花數 | 總賣上花代     | 一人當り<br>花數 | 地 方 別 年 次 | 娼妓數 | 遊客員       | 總揚代金     | 一人當り<br>花代 |
|-----------|-----|-------|-----------|------------|-----------|-----|-----------|----------|------------|
| 神戸市内      | 八九年 | 二、二四人 | 二、二五、八三〇  | 一、六四円      | 神戸市内      | 八年  | 三、六六人     | 三、五五、二五〇 | 一、三九、二五〇   |
| 其他の郡市     | 九年  | 二、三九人 | 二、三九、六九〇  | 一、六四円      | 其他の郡市     | 八年  | 一、五五、一〇五人 | 一、五五、一〇五 | 一、三九、二五〇   |
| 神戸市内      | 八年  | 一、三七人 | 一、三七、五九〇  | 一、三九、二五〇   | 其他の郡市     | 九年  | 一、三七人     | 一、三七、五九〇 | 一、三九、二五〇   |
| 其他の郡市     | 九年  | 七九人   | 七九、七九、五九〇 | 一、三九、二五〇   | 神戸市内      | 八年  | 一、三七人     | 一、三七、五九〇 | 一、三九、二五〇   |

### 兵庫縣大正八九年一月中藝妓稼高調(兵庫縣保安課調)

| 地 方 別 年 次 | 藝妓數 | 總賣上花數 | 總賣上花代     | 一人當り<br>花數 | 地 方 別 年 次 | 娼妓數 | 遊客員       | 總揚代金     | 一人當り<br>花代 |
|-----------|-----|-------|-----------|------------|-----------|-----|-----------|----------|------------|
| 神戸市内      | 八年  | 二、二四人 | 二、二五、八三〇  | 一、六四円      | 神戸市内      | 八年  | 三、六六人     | 三、五五、二五〇 | 一、三九、二五〇   |
| 其他の郡市     | 八年  | 二、三九人 | 二、三九、六九〇  | 一、六四円      | 其他の郡市     | 八年  | 一、五五、一〇五人 | 一、五五、一〇五 | 一、三九、二五〇   |
| 神戸市内      | 八年  | 一、三七人 | 一、三七、五九〇  | 一、三九、二五〇   | 其他の郡市     | 八年  | 一、三七人     | 一、三七、五九〇 | 一、三九、二五〇   |
| 其他の郡市     | 九年  | 七九人   | 七九、七九、五九〇 | 一、三九、二五〇   | 神戸市内      | 八年  | 一、三七人     | 一、三七、五九〇 | 一、三九、二五〇   |

十名。

### 東京市神田の女中夜學校

神田三崎町通りバブテスト教會中央會館では同館の三階に大正七年二月始めて女中夜學校なるものを起し、アキスリング女史指導の下に穗坂ひろ子女史が主任となり附近の辯護士、大學教授、醫師其他比較的上流階級の家庭に雇はれてゐる女中に裁縫算術國語漢文其他病理學などを教へる爲に夜學校を創立したが、始めは微々たるものであつたが、今は廿四人の生徒があつて着々成功の域に近附してゐる午後

七時から九時半迄であるが生徒一同非常の熱心で雨の日にも休むものはないと云

## 第六 家婢問題

### 一 女中學校

#### 女子職業問題

### 大阪婦人ホームの女中學校

#### 大阪北區中之島大阪婦人ホームに於て

は女中學校を起し二月二十五日始業式を挙げた、授業は毎月四、十七日の兩日午後一時半から三時半迄、七月末に卒業、書を授與する、講師は主として矯風會員、課目は身體の構造、家庭の衛生、食糧の成分、婦人の責任、食糧の養分、料理の仕方、食事の組立、家務の取扱、家庭の經濟、家庭の教育等、授業料五箇月分一圓、生徒數三十名。

五月末日現在 四、五一二七、八九〇 五九七  
開一三八 四二七 二三  
廢一三四 三四一 五二

十月末日現在 五、一四一七、四二五 六〇〇  
開六 二一九 四五  
廢四 二七九 二四

### 兵庫縣雇仲居及酌婦數調

| 地 方 別 年 次 | 雇仲居<br>酌婦 | 大正四年  | 同 五年  | 同 六年  | 同 七年  | 同 八年  |
|-----------|-----------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 神戸市内      | 一、三六〇     | 一、一〇五 | 一、一八二 | 二、〇三二 | 二、一九四 | 二、八三八 |
| 其他の郡市     | 二、一三四     | 二、〇六七 | 二、二四二 | 二、三一〇 | 三、二一〇 | 三、二一〇 |
| 神戸市内      | 二、一三四     | 二、〇六七 | 二、二四二 | 二、三一〇 | 三、二一〇 | 三、二一〇 |
| 其他の郡市     | 二、一三四     | 二、〇六七 | 二、二四二 | 二、三一〇 | 三、二一〇 | 三、二一〇 |

### 兵庫縣大正八九年一月中藝妓稼高調(兵庫縣保安課調)

| 地 方 別 年 次 | 藝妓數   | 總賣上花數     | 總賣上花代     | 一人當り<br>花數 | 地 方 別 年 次 | 娼妓數 | 遊客員       | 總揚代金     | 一人當り<br>花代 |
|-----------|-------|-----------|-----------|------------|-----------|-----|-----------|----------|------------|
| 神戸市内      | 二、二四人 | 二、二五、八三〇  | 二、二五、八三〇  | 一、六四円      | 神戸市内      | 八年  | 三、六六人     | 三、五五、二五〇 | 一、三九、二五〇   |
| 其他の郡市     | 二、三九人 | 二、三九、六九〇  | 二、三九、六九〇  | 一、六四円      | 其他の郡市     | 八年  | 一、五五、一〇五人 | 一、五五、一〇五 | 一、三九、二五〇   |
| 神戸市内      | 二、三七人 | 二、三七、五九〇  | 二、三七、五九〇  | 一、六四円      | 其他の郡市     | 八年  | 一、三七人     | 一、三七、五九〇 | 一、三九、二五〇   |
| 其他の郡市     | 七九人   | 七九、七九、五九〇 | 七九、七九、五九〇 | 一、六四円      | 神戸市内      | 八年  | 一、三七人     | 一、三七、五九〇 | 一、三九、二五〇   |

### 兵庫縣大正八九年九月中娼妓稼高調(兵庫縣保安課調)

| 地 方 別 年 次 | 雇仲居<br>酌婦 | 大正四年  | 同 五年  | 同 六年  | 同 七年  | 同 八年  |
|-----------|-----------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 神戸市内      | 一、一〇五     | 一、一〇五 | 一、一八二 | 二、〇三二 | 二、一九四 | 二、八三八 |
| 其他の郡市     | 二、〇三二     | 二、〇三二 | 二、二四二 | 二、三一〇 | 三、二一〇 | 三、二一〇 |
| 神戸市内      | 二、〇三二     | 二、〇三二 | 二、二四二 | 二、三一〇 | 三、二一〇 | 三、二一〇 |
| 其他の郡市     | 二、〇三二     | 二、〇三二 | 二、二四二 | 二、三一〇 | 三、二一〇 | 三、二一〇 |

### 兵庫縣大正八九年一月中娼妓稼高調(兵庫縣保安課調)

| 地 方 別 年 次 | 雇仲居<br>酌婦 | 大正四年  | 同 五年  | 同 六年  | 同 七年  | 同 八年  |
|-----------|-----------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 神戸市内      | 一、一〇五     | 一、一〇五 | 一、一八二 | 二、〇三二 | 二、一九四 | 二、八三八 |
| 其他の郡市     | 二、〇三二     | 二、〇三二 | 二、二四二 | 二、三一〇 | 三、二一〇 | 三、二一〇 |
| 神戸市内      | 二、〇三二     | 二、〇三二 | 二、二四二 | 二、三一〇 | 三、二一〇 | 三、二一〇 |
| 其他の郡市     | 二、〇三二     | 二、〇三二 | 二、二四二 | 二、三一〇 | 三、二一〇 | 三、二一〇 |

### 兵庫縣大正八九年九月中娼妓稼高調(兵庫縣保安課調)

| 地 方 別 年 次 | 雇仲居<br>酌婦 | 大正四年  | 同 五年  | 同 六年  | 同 七年  | 同 八年  |
|-----------|-----------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 神戸市内      | 一、一〇五     | 一、一〇五 | 一、一八二 | 二、〇三二 | 二、一九四 | 二、八三八 |
| 其他の郡市     | 二、〇三二     | 二、〇三二 | 二、二四二 | 二、三一〇 | 三、二一〇 | 三、二一〇 |
| 神戸市内      | 二、〇三二     | 二、〇三二 | 二、二四二 | 二、三一〇 | 三、二一〇 | 三、二一〇 |
| 其他の郡市     | 二、〇三二     | 二、〇三二 | 二、二四二 | 二、三一〇 | 三、二一〇 | 三、二一〇 |

### 兵庫縣大正八九年九月中娼妓稼高調(兵庫縣保安課調)

| 地 方 別 年 次 | 雇仲居<br>酌婦 | 大正四年  | 同 五年  | 同 六年  | 同 七年  | 同 八年  |
|-----------|-----------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 神戸市内      | 一、一〇五     | 一、一〇五 | 一、一八二 | 二、〇三二 | 二、一九四 | 二、八三八 |
| 其他の郡市     | 二、〇三二     | 二、〇三二 | 二、二四二 | 二、三一〇 | 三、二一〇 | 三、二一〇 |
| 神戸市内      | 二、〇三二     | 二、〇三二 | 二、二四二 | 二、三一〇 | 三、二一〇 | 三、二一〇 |
| 其他の郡市     | 二、〇三二     | 二、〇三二 | 二、二四二 | 二、三一〇 | 三、二一〇 | 三、二一〇 |

### 兵庫縣大正八九年九月中娼妓稼高調(兵庫縣保安課調)

| 地 方 別 年 次 | 雇仲居 酌婦 | 大正四年 | 同 五年 | 同 六年 | 同 七年 | 同 八年 |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |

<tbl\_r cells

ふが近く四人の卒業生を出す。

## 二 女中慰安會

### 和歌山縣立田邊高等女

#### 學校女中請待會

和歌山縣立田邊高等女學校は「女中公休日」制定の機運を促進せしめんが爲め十一月二十七日女中請待會を催した、出席女中二百二名、校長の挨拶の外生徒の對話、活人畫、唱歌、音樂が演じられ、福引をなしつた、其經費三十圓は職員生徒の内職によつた。

### 大阪愛日教育會主催女

#### 中慰安會

愛日教育會主催の女中慰安會は十二月八日午後七時東區愛日小學校に開催、船場方面の女中百數十名出席、佐藤大谷女學校の「眞の幸福」其他の講話、南陵の講談があつた。

## 三 統計

### 婢の需要と供給

協調會中央職業紹介所の全國職業紹介成績表により本年六月上旬より十月下旬に至る婢の需要と供給とを調べて見よう。

#### 六月上旬分報告紹介所三十一箇所

| 求人數 | 求職者數 | 紹介人員 | 就職者 | 不就職者 |
|-----|------|------|-----|------|
| 三九〇 | 一六六  | 一七二  | 九八  | 七三   |

| 六月中旬分報告紹介所三十三箇所 |     |     |    |    |
|-----------------|-----|-----|----|----|
| 四〇二             | 一四〇 | 一二三 | 八七 | 四六 |

| 六月下旬分報告紹介所三十四箇所 |     |     |     |    |
|-----------------|-----|-----|-----|----|
| 三二五             | 一四一 | 一四七 | 一〇一 | 四七 |

| 七月上旬分報告紹介所三十八箇所 |     |     |     |    |
|-----------------|-----|-----|-----|----|
| 三六一             | 一八四 | 一七七 | 一二〇 | 五九 |

| 七月中旬分報告紹介所三十八箇所 |     |     |     |    |
|-----------------|-----|-----|-----|----|
| 三四五             | 一五八 | 一四八 | 一〇四 | 四七 |

| 七月下旬分報告紹介所三十九箇所 |     |     |     |    |
|-----------------|-----|-----|-----|----|
| 三八〇             | 一五八 | 一五三 | 一二八 | 三〇 |

| 八月上旬分報告紹介所五十一箇所 |     |     |     |    |
|-----------------|-----|-----|-----|----|
| 五〇六             | 一七四 | 一七五 | 一三七 | 三九 |

| 八月中旬分報告紹介所四十八箇所 |     |     |    |    |
|-----------------|-----|-----|----|----|
| 四八二             | 一二五 | 一二五 | 九二 | 三二 |

| 八月下旬分報告紹介所四十八箇所 |     |     |     |    |
|-----------------|-----|-----|-----|----|
| 五〇一             | 一四五 | 一四一 | 一〇六 | 四〇 |

| 九月上旬分報告紹介所四十八箇所 |     |     |     |    |
|-----------------|-----|-----|-----|----|
| 五五〇             | 一八一 | 一八〇 | 一二〇 | 六一 |

| 九月中旬分報告紹介所五十箇所 |     |     |    |    |
|----------------|-----|-----|----|----|
| 六二二            | 一四三 | 一四七 | 九五 | 五二 |

| 九月下旬分報告紹介所四十八箇所 |                 |                  |                 |                 |
|-----------------|-----------------|------------------|-----------------|-----------------|
| 九月              | 大正九<br>年十月<br>内 | 大正八<br>年十一月<br>内 | 大正八<br>年九月<br>内 | 大正八<br>年三月<br>内 |
| 最 高             | 二〇・〇            | 二〇・〇             | 二〇・〇            | 二〇・〇            |

| 四九一   | 一一二 | 一二三 | 七四 | 五〇 |
|---|-----|-----|----|----|
| 十月上旬分報告紹介所五十二箇所   |     |     |    |    |
| 六六九   | 一一一 | 一五二 | 九七 | 五六 |
| 十月中旬分報告紹介所五十五箇所   |     |     |    |    |
| 六〇二   | 一一一 | 一一六 | 六四 | 五四 |
| 十月下旬分報告紹介所六十三箇所   |     |     |    |    |
| 六〇一   | 一二七 | 一二二 | 七三 | 五一 |
| 六〇一   | 一二七 | 一二二 | 七三 | 五一 |
| (注意) 紹介成績欄の就職者と不就職との合計が紹介員となり、紹介人員は求職者数より少數でなければならぬ筈であるけれども、本表では紹介人員、就職者不就職者共に前旬來の持越をなすが爲め合計に於て符合しないのである。 |     |     |    |    |

### 各地に於ける家婢の給料

福岡市に於ける家婢の給料は本年一月より八月まで移勤なく、月給賄付最高十六圓、普通十二圓、最低八圓であるが、是れを前年と比較する爲めに試みに前年の五月の給料を見る。最高十圓、普通八圓八十錢最低五圓、前年八月の給料は、最高十二圓、普通八圓、最低六圓にして本年は昨年に比し著しき増加を示してゐる。

普 通 二・〇〇 一・〇〇 八・〇〇 六・〇〇  
最 低 七・〇〇 八・〇〇 五・〇〇 四・〇〇

大正九年に入つてからは最高一二十圓、普通十圓、最低七圓を以て進み十月未まで移動はない。

### 名古屋市

|    | 大正九年九月 | 大正八年九月 | 均     | 度平    | 七年六度平 | 六年五度平 | 五年五度平 |
|----|--------|--------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 最高 | 二・五・〇  | 二・三・〇  | 二・四・〇 | 一・九・〇 | 一・七・〇 | 一・六・〇 | 一・五・〇 |
| 普通 | 二・〇・〇  | 一・九・〇  | 一・九・〇 | 一・七・〇 | 一・五・〇 | 一・四・〇 | 一・三・〇 |
| 最低 | 一・〇・〇  | 一・〇・〇  | 一・〇・〇 | 一・〇・〇 | 一・〇・〇 | 一・〇・〇 | 一・〇・〇 |

### 神戸市

|    | 大正九年六月 | 大正九年三月 | 大正八年十二月 | 大正八年三月 | 大正八年三月 |
|----|--------|--------|---------|--------|--------|
| 最高 | 三・〇・〇  | 二・〇・〇  | 一・九・〇   | 一・八・〇  | 一・三・〇  |
| 普通 | 二・三・〇  | 二・〇・〇  | 一・九・〇   | 一・八・〇  | 一・七・〇  |
| 最低 | 一・〇・〇  | 一・〇・〇  | 一・〇・〇   | 一・〇・〇  | 一・〇・〇  |

七月一日門司防疫班看護婦九名（採便係三名、菌係六名）突然同盟罷業をなしたる爲め市役所に於ては防疫事務に大迷惑を來たし、二日朝下關同仁看護婦會より看護婦の補充を求めた。原因是彼等の收入が午前九時より午後五時まで二圓五十錢であるが其の中二割を看護婦會へ納め五十錢は辨當代として差引かれる外、彼等が内職として特別に夜勤をなせる給料（午後五時より十時まで一圓廿錢）に對してすらも二割だけ看護婦會へ差引かれる現状に憤慨したると共に晝間給料を三圓に値上げせんことを要求して容れられなかつたが爲めである。

### 鮮人看護婦の同盟罷業

京城南大門通米國人、ヴィヒソン博士經營のセブランス病院鮮人看護婦十九名は十

|    | 大正九年五月 | 大正九年五月指數 | 大正八年五月指數 | 大正七年五月指數 |
|----|--------|----------|----------|----------|
| 最高 | 一・二・〇  | 一・二・〇    | 一・一・〇    | 一・一・〇    |
| 普通 | 八・〇・〇  | 八・〇・〇    | 五・〇・〇    | 五・〇・〇    |
| 最低 | 五・〇・〇  | 五・〇・〇    | 三・三・三    | 二・五・〇    |

（註）大正三年平均を一〇〇とす。

## 一運動

### 門司防疫班看護婦の同盟罷業

懇談に應ぜずして出勤せない爲め、入院患者七十名外來患者一百餘名をして大いなる迷惑を感じしめた、原因是彼等は何れも極端なる排日思想者とて親日看護婦を解雇せんことを要求して病院側の拒絕に逢つた爲めであると傳へられてゐるが、一説には普通の待遇改善問題に過ぎぬとも傳へられた。

### 東京府看護婦會組合聯合會成立

十一月十九日上野精養軒に於て東京府看護婦會聯合會發會式が催された、當日は同會員なる看護婦會代表者二百名と同會顧問山根正次、近藤壱兒氏等の出席があつた、同會長は日本橋久松町の杉浦看護婦會長杉浦いと子氏、副會長は芝新櫻田町の室看護婦會の室ともを氏理事長は柘植愛子、理事は四十名選ばれた、加入組合三百七十目的是看護婦の向上進歩を計り、同時に當業者の德義を重んじ、一般患者の便利を計り、併せて看護婦相互の救濟機關たるにある。

## 第七 産婆及看護婦

## 二 統計

### 看護婦志願者の教育程度と年齢

十二月二十日警視廳に於て施行せられたる看護婦試験の志願者は昨年に比し殆んど倍の數を示し九百十九名に達した、彼等の教育程度左の如し。

| 高等女學校程度   | 三七名 |
|-----------|-----|
| 高等小學校卒業程度 | 六二二 |
| 尋常科修了程度   | 二〇八 |

| 年齢左の如し                              | 四三八 |
|-------------------------------------|-----|
| 十五歳乃至十八歳                            | 四三八 |
| 十八歳乃至二十歳                            | 二〇八 |
| 二十歳乃至二十五歳                           | 二二一 |
| 尙其他に四十歳位の者もあつた、兎に角漸次既婚婦人が増加して來るらしい。 |     |

### 東京市に於ける産婆看護婦數(大正七年末)

| 産 婆         | 二、五〇二 |
|-------------|-------|
| 看護婦數(大正七年末) | 三、六八一 |

### 大阪府に於ける産婆看護婦數(大正七年末)

| 區         | 別     | 產婆數   | 產婆一人に對する出產數 | 看護婦   |
|-----------|-------|-------|-------------|-------|
| 大 阪 市     | 一、三三七 | 二四・三九 | 二、九七六       |       |
| 堺市其他郡部    | 八九四   | 四五・四六 | 四二〇         |       |
| 計         | 二、二三一 | 三二・八四 | 三、三九六       |       |
| 區         | 別     | 產婆數   | 產婆一人に對する出產數 | 看護婦   |
| 京 都 府     | 一     | 一、〇二九 | 一、〇八九       | 一、〇八九 |
| 合 郡 市 區   | 別     | 產 婆   | 看護婦         |       |
| 神 戸 市     | 部     | 四六九   | 九〇七         |       |
| 其 他 ノ 市 郡 | 部     | 四〇八   | 一二二         |       |
| 計         | 部     | 八七七   | 一、〇二九       |       |

### 兵庫縣下に於ける産婆看護婦數(大正七年未現在)

| 區         | 別     | 產 婆   | 看護婦   |
|-----------|-------|-------|-------|
| 神 戸 市     | 市     | 四三八   | 一、〇八九 |
| 其 他 ノ 市 郡 | 一、九五二 | 二、一〇六 |       |

## 第八 女子官公吏

### 徳島縣女巡查採用案

東京市の女子視學の任命を以て、我國最初の試みの如く世間では傳へられてゐるが名古屋市に於ては、既に一昨年より巡視訓導の名に依る教員兼務の女視學があつたが同市は本年四月右視學加藤くめ子氏を專任視學に嘱託し主として裁縫教授を

方針を立て内務省に照會した、同縣の考では最初試みに二三名を採用し戸口調査、迷ひ子の處置、書類の整理を始め或る種の犯

罪搜索等を行はしむるのである。

右に就き警視廳宮崎警務課長の談として二月五日の「時事新報」紙に左の如く掲載せられてゐる。

採用の方針其他内容を熟知せぬから意見を述べる事は出来ないが、現今のように凡ゆる方面に人材の拂底の時に當り、良い方法と思ふ尙廳としては別に問題にしては居らぬが、個人としては女巡查採用論は賛成である、しかし斯く分業的にやる事が果して經濟的であるや否やは疑問である、又徳島縣で之を採用するにせば法規を改正しなければならぬ、現今人法規では男子と限つては居ないが、男性に準據して制定してもので、例を云へば制服の如きも既に改正を要する從つて今直といふ譯に行くまい、勿論英國並に米國では女巡查を盛んに採用して居るが、それは女性としての效果でなく、特種の場合で女巡查は日本では一寸妙な感がある。

視察せしめてゐる。

### 日本最初の女子小學校長

宮崎縣に於ては七月三日附を以つて師範學校第一附屬小學校訓導鳥原つる子女史を宮崎郡古城尋常小學校長に任命した。鳥原女史は大正五年度の宮崎縣師範學校の卒業生にして頭腦明晰、男子訓導間に尊敬せられて居つたのである、今回の任命と共に月給二十八圓から三十六圓に特別昇給せられた、年齢は當年僅か二十四、同校は訓導一名あるのみにて他は悉く女子職員である。

### 農商務省統計課の女吏員採用

農商務省統計課にては八月中旬十五名の女吏員を採用した、仕事は五年目毎に一回行ふ工場表の分類を對することである、之は豫算の關係上男子では婦人だけの人員が得られないからである。

### 内務省社會局婦人囑託任命

九月中旬内務省社會局は、婦人囑託とし

て東京の甘粕鍋子、京都の林ふで子兩女史を任命した、兩女史の仕事は當分の間省内で見習つた上全國各地の貧兒院、保育所等を視察して此方面的研究をするにある。

### 農商務省山林局の女事務員採用

農商務省山林局の林業試驗所にては、女事務員採用に決し九月卅日より十月二日迄を申込み受付日とし、十五歳以上の小學校卒業程度の者から算術、作文、讀方の試験をなし三十名の女事務員を採用した。日給一圓二十錢、將來は判任官の待遇も與へるといふ。

### 電話局女判任官の激増

遞信省にては、曩に電話交換手の名稱を

は其後漸次其選定をなした。  
東京中央電話局 十月廿三日女子事務員並に電話交換手廿五名を判任官書記に任用し、更に十一月上旬百二十名の判任官書記補を任命した、前者の任用は年功に依つたもののみであるが、後者の任用者中には數名の高等女學校卒業生がある、從來は高等女學校卒業生でも、就職後一年を経なければ、任官できなかつたのであるが是からは局長の考へで、其以内でも任官することが出来るようになつたのである。

大阪中央電話局 男子判任官を四十名、女子判任官を六十名増した、從來は女判官四十餘名の内書記は僅か二名で外は皆書記補であつたのを今度は書記を二十名に増加した。

名古屋中央電話局 同局にては交換課市外及市内係主事補、同監査課主事補、東分局主事補中十名を拔擢して書記補の女子判任官とし從來の書記補一名を女書記とした。

九月中旬内務省社會局は、婦人囑託として其發表を爲したるを以て各電話局にて

福岡電話局 從來は女子判任官として

書記補一人があつたのを、今度は加入事務の方に書記一名、書記補一名、重要市外課に書記補五名、主事補五名の女子判任官を置くこととなつた。

### 東京市社會局女判任官採用

東京市では十一月五日家庭職業研究會の林勝子女史を社會局勞働課勤務に命じ、女判任官八級上俸に任する旨の辭令を出した、女子の仕事は都下の學校團體工場等を視察して勞働施設、職業紹介及び相談事業を調査することである。

### 第九 女教員問題

#### 一 運動

##### 新婦人協會の全國女教員代表者招待會

新婦人協會は十月二十二日夜、四日間の大會を終りし全國小學校女教員大會出席者有志を丸の内海上ビルディング内中央亭に招じて懇談會を開いた。

同協會評議員教育部正會員山田美都子

氏司會の下に五時開會、理事平塚明子氏の「女教員と母」市川理事の大會參觀の感想談あり來賓澤柳博士、帝國教育會理事野口氏の演説の後各地よりの女教員代表者の感想談があり、それより評議員田わか子同田中孝子兩女史の演説があつた。

#### 廣島縣當局の女教員壓迫事件

新婦人協會は兼ねてから小學女教員に對して好意を有し、女教員は又協會の主義主張、及事業に對する最も熱心なる賛成者であつた、かくして新婦人協會と小學女教員との關係は愈密接となり、會員中にも女教員が非常に多數を占めてゐるようである。處が茲に一つの重大な事件が起つた、夫れが即ち廣島縣當局の女教員壓迫事件なのである。左に是れを簡単に語るであらう。

十一月十五日新婦人協會の平塚明子氏は廣島縣立三原女子師範學校の會議室にて同校長北川鯉一氏の了解のもとで同縣下女教員數十名に對し講演し、同協會の支部を廣島、福山、三原の三處に設置することとした、處が十一月十八日同校長が縣廳に呼び出され、協會は政治運動に關係してゐるから女教員の入會はいけない」といふ様なことを言はれたらし、それからは事實上女教員入會は禁止せられ、或る郡などてば「女性同盟」の購讀禁止をせられたところもあつたといふ、一體同縣當局はどういふ考へで斯る行動に出たのであらうか、當時の廣島新聞は同縣視學津田氏の談として左の如く掲載してゐる。

「……教員として政治運動に關與すべからざる事は服務規律の上より本縣訓令に於て明々白々と禁止されてある、従つて女教員として選舉改正運動等に加擔するが如きは甚だ穩當散を強要したり或ひは雑誌「女性同盟」の購讀を禁じたる事は斷じてない、若し彼等にして本縣訓令の趣旨を知悉せりとするれば斯る場合に遂着せる縣當局の處置の至當なる事を確信するのである。要は縣當局が決して思想の壓迫を企つるものなく、さりとて眼<sup>筋</sup>紀律より訓令の徹底に怠慢なる次第ではな、云々」と、又同視學の談として「女性同盟」に左の如く掲載せられてある、「何等協會に關して干渉はしない、然し先に送つたやうな縣令があります、請願の一、及二項は之を請願しても政

治的行動だ、故に請願全部をとりしまるのではないが一次と二次は縣令に觸れる。目下の訓令がある以上はこの訓令が當を得たものにせよ得ないにもせよある以上は守らなければならぬ」と、要之同縣當局は新婦人協會の議會諸願の中選舉法改正と治安警察法第五條の修正に女教員が調印するのがいけないとふのである、何故ならば夫は政治運動だからである。

記者はこんな何んでもない事件を騒がなければならぬ女教員諸君の現状を悲しく思ふものである

## 二 各地の女教員會

### 廣島縣女教員大會

廣島縣下女教員大會は六月十七、八、九の三日間三原女子師範學校に於て開催せられ出席者四百餘名、二三の教育研究の發表の後左の一節が協議せられた。

甲、現今の情勢に於て女教員としての責務並に要求すべき點如何

#### 乙、女兒教育の向上方案

我協議の結果、結局甲乙何れも二十名宛の委員附託にした、審議の結果右委員は十七頁の印刷物を作り出席者全部に配布した、

右の甲案中社會及當路者に對する要求と

して掲げたるものを見せて示せば、

#### 社會に對して

- 一、男尊女卑の因襲的習慣を脱却し女教師も一個の人、人格者として遇せられたきこと解を持せられたきこと
- 二、男子は女子の生理的故障につき十分の理解されたきこと
- 三、男子は女教員の日常生活狀況を十分理解されたきこと
- 四、參政權 女子の參政權は將來に於ては獲得せられるものである故に國家的社會的法制的知識を十分用意し授けねばならぬ、然し一方女子の本質と日本固有の家族制度の立場をも考へ合せて正當な見識を作ることを忘れてなもぬ

當路者に對しては

- 一、女教員の地位を向上せしめ一般教員として公平なる待遇法に改められたきこと
- 二、女教員養成方法を改善せられたきこと
- 三、恩給年限を十箇年に短縮せられたきこと
- 四、女教員獨自の講習會並に研究會を開設せられたきこと
- 五、各郡市に於て女教員體育會を開設せられたきこと

## 東京市女教員組合成立

東京市内小學校女教員の有志者が發起して運動中であつた女教員組合は七月三日日本橋坂本町の女子高等小學校に發起人員を開催した、來會者は澁谷市教育課長松井、西村兩視學、新島、松山の兩屬、女教員側に於ては二校に一人宛の割合で約九十名であつた。

同組合規約を左に掲載しよう、

### 東京市小學校女教員修養會規約

第一條 本會は東京市小學校女教員を以て組織し會員相互の修養を圖り親睦を厚くするを以て目的とする

### 第二條 本會は會長、副會長各一名幹事若干

貌)に支配せられたり盲従的态度を探るは宜しくないさりとて個人主義の如くに本能的自然放縱的態度に出づるも不當である自己の所信内部的考慮と父母先輩等長上の意見を十分尊重して生理的結婚をなすを正當と認む

## 名を置く

役員の任期は會長副會長は二箇年幹事は一箇年とす

會長副會長は會の選舉に依る幹事は各校一名當番幹事は一箇二名とし幹事は各校會員中より當番幹事は各區幹事より之を互選す

第三條 本會は毎年春秋二回總會を開く

總會に於て協議すべき事項は當番幹事之ま定む

## 福岡縣女教員大會

福岡縣第三回女教員大會は十月七、八、

九の三日間福岡市記念館に於て開催、各郡市より百卅五名の出席者あり、十數人の女教員の演説があり、終つて各支部よりの提出にかかる問題を協議した。左に其提出事項の内吾々の見解に於て重要と見たる事項を掲載しよう。

一、市町村立小學校教員退隠料及遺族扶助料法第二條第四條第十條第十二條中十五年とあるを女教員に限り相當給額を定めて十年に改められんことを其筋に建議するの件（浮羽支會提出）

二、優良なる女教師たり同時に家庭に於ける善良なる婦人たるべき方案如何（八幡支會提出）

## 三、小學校女教員の產前產後に於ける休養期間を制定せらるゝ様其筋に建議する事（若松支會提出）

四、女教員に限り恩給取得年限を十ヶ年に短縮せられん事を其筋に建議する事（嘉徳支會提出）

五、女教員の生理的故障あるものに對しては適當保護の途を開かれん事を其筋に建議するの件（同土提出）

六、恩給年限は女子に限り十ヶ年に短縮するの件（筑上支會提出）

## 其他の女教員大會

十月より十一月へかけて前記の女教員大會の他各地に盛んに女教員大會が開催せられてゐるが其協議事項は、大同小異に過ぎないから他は略す。

## 第一回全國小學校女教員會議

第二回全國小學校女教員會議は十月十九日から五日間東京市神田區一ツ橋帝國教育會に於て開催せられた。出席會員一百六十有餘名 左の議案を協議した。

## 文部省諮詢事項

一、處女會の指導上小學校女教員の特の盡力べき事項に其方法如何

## 問題

第一號議案 全國女教員會を組織するの可否及可なりとせば其組織及方法如何

第二號議案 女子を小學校長及府縣視學に任用すべき例を開かれんことを其筋に建議しては如何

第三號議案 有夫女教師が主婦としての任務と女教師任務を如何に調和せしむべきか

（右横濱市教育有提出）

## 参照問題

一、有子女教員をして安じて永く勤めせしむる方法如何（右靜岡縣榛原郡女教員會提出）

## 二、婦人か社會的活動と家庭生活とを如何に調和すべきか長崎市小學校女子職員會提出

三、女教員の自覺ある活動を促す爲め境遇上待遇を二大別する必要が無いでしょか（家婦的女教員には時間的優遇を、自活的女教員には物質的地位的優遇を）

## （右會員平岡ハッエ提出）

第四號議案 女子に社會奉仕の念を一層深からしむる爲め小學校の教育上特に注意すべき點如何

## 右東京市教育會提出

第五號議案 小學校女子教員產前產後の休養は凡そ何週間を適當とすべきか且之が實行の方法如何

## 右帝國教育會提出

第六號議案 有夫の公立學校女子正教員在職満十五年以上にして死亡したるとき其扶助料數に應じ一時扶其遺族に支給せらるゝ様取計はれんことを其筋へ建議するの議（右

金澤市教育會提出)

第七號議案 家事科教授を今一層有效ならしむる法如何(右帝國教育會提出)

尙同議案中の重要な議事成績左の如、し

第一號議案

第一號議案 全國女教員會を組織するの可否及可りとせば其組織及方法如何

一、修正案 左の通り修正可決す

全國小學校女教員會を組織するの可否及可なりとせば其の組織方法如何

右調査報告

一、全國小學女教員會を組織するを可とする其の理由左の如し

1. 小學校女教員特有の諸問題解決上の必要  
2. 小學校女教員の増加による其力團結の必要  
要

3. 女子教育改善上の必要

4. 教育諸問題研究調査上の必要

5. 小學校女教員の能率昂進上の必要

6. 處女及一般婦人指導上の必要

二、會の組織

1. 目的 小學校女教員の自覺を促し地位の向上を圖り教育上の研究調査をなし其の能率を昂進するを以て目的とす

2. 名稱 本會を全國小學校女教員會と稱す  
3. 事務所 本會の事務所は帝國教育會内に置くものす

4. 事業

會議の開催 總會は毎年一回東京に開催す

會誌の發行 會員に頒つ

圖書の出版刊行

講演會講習會の開催

教育の視察

其他本會の目的を達するに必要な事項

○議事結果可決

第二號議案

小學校教員

5. 會員

6. 役員

會長 帝國教育會長を推薦す

副會長貳名 會員中より互選す

幹事拾名 會員中より互選す

顧問若干名 會長より委嘱するものとす

評議員五拾名 會員中より互選す

任期 副會長、幹事、評議員の任期は貳ヶ年とし重任することを得

7. 會費 會費は團體と個人とを問はず一名

につて壹ヶ年壹圓を納入するものとす

但し各女教員團體に屬する會員は之を各一會員と見做す

附 記

組織の細目は追て之を定む

三、方法

1. 第二回全國小學校女教員會に出席したる各會員が各自の地方女教員及び女教員團體に向つて本會の設立を報告し其の本會

體に向つて本會の設立を報告し其の本會入會を極力勧誘し併せて各地方女教員團

體を組織することに盡力すること

2. 帝國教育會より各地方當局、學校、女教員團體等に照會して本會の設立を報告し其の所屬女教員若くは女教員團體の本會に對する入會勧誘並に其の地方女教員團體の組織に盡力せられんとを委嘱する

3. 其の他本會の設立を宣傳するに必要な手段をとること

4. 手段をとること

○議事結果可決

第二號議案

女子を小學校長及府縣郡視學其他樞要の地位に任用する様獎勵せられんことを其筋に建議するを可とす

○議事結果可決

修正問題

女子を小學校長及府縣郡視學其他教育上樞要の地位に任用する様獎勵せられんことを其筋に建議しては如何

○議事結果可決

右調査報告

女子を小學校長及府縣郡視學其他樞要の地位に任用する様獎勵せられんことを其筋に建議するを可とす

○議事結果可決

五、初等教育者としての長所を有する爲

○議事結果可決

第三號議案

第三號議案 有夫女教師が主婦としての任務と女教師としての任務を如何に調和せしむべきか

右調査報告

- 一、自覺
  1. 職務に対する自覺
  2. 境遇に対する自覺
- 二、要求

1. 学校に對して

- (一) 有夫女教員をして本領を發揮すべき地位に立たしむること  
イ、受持學年につきて  
ロ、受持教科につきて  
ハ、擔任事務につきて
- (二) 學校長及職員相互の理解とす  
イ、妊娠中及產後に對して  
ロ、授乳につきて

2. 家庭に對して

- (一) 家庭の理解

3. 社會に對して

- (一) 社會の理解

○議事結果の可決

第五號議案

第五號議案 女教員の產前產後の休養は何週間を適當とすべきや且つ之が實行方法如何

右調査報告

A、產前產後を通して凡そ八週間を適當とす

右理由

本案に對して求めたる醫師の意見と多く經驗者の實際狀態に従したるものなり

B、實行方法

左の件を文部當局に建議すること

小學校女教員の產前產後に關する服務規程を設けて左記の要件を制定せられたきこと

イ、產前產後を通して休養期間を八週間とし賜暇の取扱をなすこと

ロ、前項の期間後身體恢復の狀況により尙二週間以内は其勤務時間數を輕減し得べきこと

但し醫師の診斷書を添へて本人の申出ありたる場合に限る

ハ、產前產後の休養期間中俸給は全額を支給すること

C、監督官廳に對する希望

イ、產前產後の休養期間中必相當補充員を置かれたきこと

ロ、年度始めに於て前項に要する豫算を計上し置かれたきこと

○議事結果可決

第六號議案

第六號議案 有夫の公立學校女子正教員在職十五ヶ年以上にして死亡したるとき其遺族に

正數に應じ一時扶助金を其遺族に支給せらるゝ様取計はんとを其の筋へ建議するの議

員の教員としての職務と家庭の人としての夫れとの二重負擔に對する對應策を研

究する爲め 京都市内七十有校校の首席女

の女教員在職十五ヶ年以上にして死亡したる時其在職年數に連じ一時扶助金を其遺族に支給せらるゝ様取計はれんことを其筋に建議する議

二、決議案

建議するを可とす

三、處理案

遺族とは官吏遺族扶助料法第十一條中の遺族に寡夫の一項を加ふること

四、參照文

官吏遺族扶助料法第十一條

第十一条 扶助料を受くべき寡婦孤兒又は父母祖父母なくして死去したる者

戸籍内にあるに二十歳未滿又は廢疾若くは不具にして產業を營むこと能はざ

る兄弟姉妹ありて之を給養するものなき時は寡婦に相當する扶助料一ヶ年分

より少からず五ヶ年分より多からざる金額を人員に不拘らず一時限り其兄弟姉妹し給することを得

教員を集め十月二十一日午前八時から市會議事堂で協議會を開いた。

同協議會に於て市當局の代表女教員に對してなしたる注意事項を左に掲載すれば、

- 一、家庭に於ては安樂な生活をなし得る様生
- 二、活改造の要
- 三、男女教員の交際に就いて
- 四、男女教員の團結互助の要
- 五、女教員も訓導としての責務を果す覺悟の要
- 六、兒童の友人となり同情し理解を持つ事
- 七、社會事業・社會教育、國民教育の社會的施設を理解する要
- 八、體操、理科施設を應用し得る技量を備へること等である。

尙同協議會に於て代表女教員諸君の懇への言葉として諸新聞紙上に現はれたるもの左に記載して見よう。

「…乳兒を育てるのに母親の乳程適したものはないのに女教員は職務のため常に獸乳を當がふ外ありません女教員がよし満足に出産しても生れた子は完全に育たず私達は五人の

中三人迄殺してしまひました」

「乳兒を持つ女教員の乳は張り切つて放課毎に小便室や便所で揃つて棄てます夫を見てさへ淫らな振舞の如く嘲笑する男教員があれば又授業中小便室に待たせて置くため火の出るやうに泣き叫んでゐる乳兒に授業が済むのを待兼ねヤレ／＼可愛さうに乳を含ませやうとすると風紀を云々して學校に乳兒を連れて來る事お断りなど、教員室の黒板に掲示されま是は一體如何云ふ考へなのでせう、子供に乳を與へるのは母親の役目です、獸乳では完全に育たないから母親の乳を與へやうとするとの始末です、女教員の生む子は育たず育つても弱いのは斯うした無理解な壓迫があるからです」

「男子と女子との生理上の區別にも少しも理解を持つて貰ふことは出来ず、月經時でも登山に引率されるし運動會には飛び廻らされると云ふ始末で殆んど虐使です」と結果十五名の首席女教員を調査委員に挙げ、此等諸問題の對應策を講究することゝなり、次いて秘密會を開き終了の後永松校に調査委員會を開き左の四項を市當局に報告することとなつた。

- 一、產前產後母體及胎兒の爲め適當なる休養機闘・設置
- 二、乳兒を持つ女教員の適當なる育兒法
- 三、月經期に於ける勤務方法

四、女教員平常の勤務時間に就て

因に同協議會に出席したる七十七名の女教員の境遇を調べて見ると、配偶を有する者四十二名、配偶無き者十一名、死別れだもの五名、借家住居五十六名、夫の職業は大多數教員にして官公吏會社員にして次ぎ學生又は無職の夫を養へるものあり、子供の無きもの二十六名、其他子供一人を有するもの二名、二人を有する者十三名に、是れが最も多數を占め三人、四人之に次ぐが其數極めて渺ない。

#### 大阪府下女教員大會

十月中旬東京に全國小學校女教員大會の開催せらるゝや間も無く東京、京都の兩市に於ても女教員大會開催せられ、大いに女教員としての權利 伸張に努むるところがあつたので、遂に大阪府に於ても大阪府下各郡市小學校及大阪府女子師範の女教員にて組織せられつゝある府下女教員大會を十一月廿二日の日曜日午前九時より大阪女子師範學校大講堂に於て開催せられた。大村女子師範學校長が議長になり議

事を進行す、出席女教員數約三百名、當日の協議題左の如し。

- 一、府下女教員大會組織に關する件
- 二、女教員並に小學校女兒の服裝問題
- 三、裁縫教授細目修正の件

晝食後梅山奈良女子高等師範學校長の講演があり、最後に第一回全國小學校女教員會に出席したる北區第一盈進の山本、南區南大江校の長山の兩訓導の報告演説があつた。

### 三 統計

#### 主要女教員數の變動

| 明治三十八年 | 三十九年 | 四十年  | 四十一年 | 四十二年 | 四十三年 | 四十四年 | 正元   | 二年   | 三年   | 四年   | 五年   | 六年   | 七年   | 八年   | 九年   | 十年   | 十一年  | 十二年  | 十三年  | 十四年  | 十五年  | 二十年以上 |
|--------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|-------|
| 八四〇    | 九六四  | 一〇七一 | 一一〇七 | 一二〇八 | 一三〇九 | 一四〇一 | 一五〇三 | 一六〇五 | 一七〇六 | 一八〇七 | 一九〇八 | 二〇〇九 | 二一〇一 | 二二〇二 | 二三〇三 | 二四〇四 | 二五〇五 | 二六〇六 | 二七〇七 | 二八〇八 | 二九〇九 | 二〇〇一  |

女教員在職年數の一例として、神戸市に於ける小學校女教員の在職年數と男教員のそれを比較して見よう。

教員在職年數別(教員としての)  
大正九年六月未現在

|       |    |
|-------|----|
| 一年未滿  | 二五 |
| 一年以上  | 二三 |
| 二年以上  | 三二 |
| 三年以上  | 三〇 |
| 四年以上  | 二八 |
| 五年以上  | 二七 |
| 六年以上  | 二六 |
| 七年以上  | 二五 |
| 八年以上  | 二四 |
| 九年以上  | 二三 |
| 十年以上  | 二二 |
| 十一年以上 | 二一 |
| 十二年以上 | 二〇 |
| 十三年以上 | 一九 |
| 十四年以上 | 一八 |
| 十五年以上 | 一七 |
| 二十年以上 | 一六 |

|       |       |
|-------|-------|
| 廿五年以上 | 六八    |
| 廿四年   | 九四二   |
| 廿三年   | 三二〇   |
| 廿二年   | 一、二六二 |
| 廿一年   | 二     |
| 廿年    | 七〇    |
| 廿九年   | 計     |
| 廿八年   | 二、九三〇 |
| 廿七年   | 三、〇三  |
| 廿六年   | 二、八六四 |
| 廿五年   | 四九、七六 |
| 廿四年   | 三、九九  |
| 廿三年   | 三、〇三  |
| 廿二年   | 二、九三〇 |
| 廿一年   | 二、八六四 |
| 廿年    | 二、九三〇 |
| 廿九年   | 二、九三〇 |
| 廿八年   | 二、九三〇 |
| 廿七年   | 二、九三〇 |
| 廿六年   | 二、九三〇 |
| 廿五年   | 二、九三〇 |
| 廿四年   | 二、九三〇 |
| 廿三年   | 二、九三〇 |
| 廿二年   | 二、九三〇 |
| 廿一年   | 二、九三〇 |
| 廿年    | 二、九三〇 |
| 廿九年   | 二、九三〇 |
| 廿八年   | 二、九三〇 |
| 廿七年   | 二、九三〇 |
| 廿六年   | 二、九三〇 |
| 廿五年   | 二、九三〇 |
| 廿四年   | 二、九三〇 |
| 廿三年   | 二、九三〇 |
| 廿二年   | 二、九三〇 |
| 廿一年   | 二、九三〇 |
| 廿年    | 二、九三〇 |
| 廿九年   | 二、九三〇 |
| 廿八年   | 二、九三〇 |
| 廿七年   | 二、九三〇 |
| 廿六年   | 二、九三〇 |
| 廿五年   | 二、九三〇 |
| 廿四年   | 二、九三〇 |
| 廿三年   | 二、九三〇 |
| 廿二年   | 二、九三〇 |
| 廿一年   | 二、九三〇 |
| 廿年    | 二、九三〇 |
| 廿九年   | 二、九三〇 |
| 廿八年   | 二、九三〇 |
| 廿七年   | 二、九三〇 |
| 廿六年   | 二、九三〇 |
| 廿五年   | 二、九三〇 |
| 廿四年   | 二、九三〇 |
| 廿三年   | 二、九三〇 |
| 廿二年   | 二、九三〇 |
| 廿一年   | 二、九三〇 |
| 廿年    | 二、九三〇 |
| 廿九年   | 二、九三〇 |
| 廿八年   | 二、九三〇 |
| 廿七年   | 二、九三〇 |
| 廿六年   | 二、九三〇 |
| 廿五年   | 二、九三〇 |
| 廿四年   | 二、九三〇 |
| 廿三年   | 二、九三〇 |
| 廿二年   | 二、九三〇 |
| 廿一年   | 二、九三〇 |
| 廿年    | 二、九三〇 |
| 廿九年   | 二、九三〇 |
| 廿八年   | 二、九三〇 |
| 廿七年   | 二、九三〇 |
| 廿六年   | 二、九三〇 |
| 廿五年   | 二、九三〇 |
| 廿四年   | 二、九三〇 |
| 廿三年   | 二、九三〇 |
| 廿二年   | 二、九三〇 |
| 廿一年   | 二、九三〇 |
| 廿年    | 二、九三〇 |
| 廿九年   | 二、九三〇 |
| 廿八年   | 二、九三〇 |
| 廿七年   | 二、九三〇 |
| 廿六年   | 二、九三〇 |
| 廿五年   | 二、九三〇 |
| 廿四年   | 二、九三〇 |
| 廿三年   | 二、九三〇 |
| 廿二年   | 二、九三〇 |
| 廿一年   | 二、九三〇 |
| 廿年    | 二、九三〇 |
| 廿九年   | 二、九三〇 |
| 廿八年   | 二、九三〇 |
| 廿七年   | 二、九三〇 |
| 廿六年   | 二、九三〇 |
| 廿五年   | 二、九三〇 |
| 廿四年   | 二、九三〇 |
| 廿三年   | 二、九三〇 |
| 廿二年   | 二、九三〇 |
| 廿一年   | 二、九三〇 |
| 廿年    | 二、九三〇 |
| 廿九年   | 二、九三〇 |
| 廿八年   | 二、九三〇 |
| 廿七年   | 二、九三〇 |
| 廿六年   | 二、九三〇 |
| 廿五年   | 二、九三〇 |
| 廿四年   | 二、九三〇 |
| 廿三年   | 二、九三〇 |
| 廿二年   | 二、九三〇 |
| 廿一年   | 二、九三〇 |
| 廿年    | 二、九三〇 |
| 廿九年   | 二、九三〇 |
| 廿八年   | 二、九三〇 |
| 廿七年   | 二、九三〇 |
| 廿六年   | 二、九三〇 |
| 廿五年   | 二、九三〇 |
| 廿四年   | 二、九三〇 |
| 廿三年   | 二、九三〇 |
| 廿二年   | 二、九三〇 |
| 廿一年   | 二、九三〇 |
| 廿年    | 二、九三〇 |
| 廿九年   | 二、九三〇 |
| 廿八年   | 二、九三〇 |
| 廿七年   | 二、九三〇 |
| 廿六年   | 二、九三〇 |
| 廿五年   | 二、九三〇 |
| 廿四年   | 二、九三〇 |
| 廿三年   | 二、九三〇 |
| 廿二年   | 二、九三〇 |
| 廿一年   | 二、九三〇 |
| 廿年    | 二、九三〇 |
| 廿九年   | 二、九三〇 |
| 廿八年   | 二、九三〇 |
| 廿七年   | 二、九三〇 |
| 廿六年   | 二、九三〇 |
| 廿五年   | 二、九三〇 |
| 廿四年   | 二、九三〇 |
| 廿三年   | 二、九三〇 |
| 廿二年   | 二、九三〇 |
| 廿一年   | 二、九三〇 |
| 廿年    | 二、九三〇 |
| 廿九年   | 二、九三〇 |
| 廿八年   | 二、九三〇 |
| 廿七年   | 二、九三〇 |
| 廿六年   | 二、九三〇 |
| 廿五年   | 二、九三〇 |
| 廿四年   | 二、九三〇 |
| 廿三年   | 二、九三〇 |
| 廿二年   | 二、九三〇 |
| 廿一年   | 二、九三〇 |
| 廿年    | 二、九三〇 |
| 廿九年   | 二、九三〇 |
| 廿八年   | 二、九三〇 |
| 廿七年   | 二、九三〇 |
| 廿六年   | 二、九三〇 |
| 廿五年   | 二、九三〇 |
| 廿四年   | 二、九三〇 |
| 廿三年   | 二、九三〇 |
| 廿二年   | 二、九三〇 |
| 廿一年   | 二、九三〇 |
| 廿年    | 二、九三〇 |
| 廿九年   | 二、九三〇 |
| 廿八年   | 二、九三〇 |
| 廿七年   | 二、九三〇 |
| 廿六年   | 二、九三〇 |
| 廿五年   | 二、九三〇 |
| 廿四年   | 二、九三〇 |
| 廿三年   | 二、九三〇 |
| 廿二年   | 二、九三〇 |
| 廿一年   | 二、九三〇 |
| 廿年    | 二、九三〇 |
| 廿九年   | 二、九三〇 |
| 廿八年   | 二、九三〇 |
| 廿七年   | 二、九三〇 |
| 廿六年   | 二、九三〇 |
| 廿五年   | 二、九三〇 |
| 廿四年   | 二、九三〇 |
| 廿三年   | 二、九三〇 |
| 廿二年   | 二、九三〇 |
| 廿一年   | 二、九三〇 |
| 廿年    | 二、九三〇 |
| 廿九年   | 二、九三〇 |
| 廿八年   | 二、九三〇 |
| 廿七年   | 二、九三〇 |
| 廿六年   | 二、九三〇 |
| 廿五年   | 二、九三〇 |
| 廿四年   | 二、九三〇 |
| 廿三年   | 二、九三〇 |
| 廿二年   | 二、九三〇 |
| 廿一年   | 二、九三〇 |
| 廿年    | 二、九三〇 |
| 廿九年   | 二、九三〇 |
| 廿八年   | 二、九三〇 |
| 廿七年   | 二、九三〇 |
| 廿六年   | 二、九三〇 |
| 廿五年   | 二、九三〇 |
| 廿四年   | 二、九三〇 |
| 廿三年   | 二、九三〇 |
| 廿二年   | 二、九三〇 |
| 廿一年   | 二、九三〇 |
| 廿年    | 二、九三〇 |
| 廿九年   | 二、九三〇 |
| 廿八年   | 二、九三〇 |
| 廿七年   | 二、九三〇 |
| 廿六年   | 二、九三〇 |
| 廿五年   | 二、九三〇 |
| 廿四年   | 二、九三〇 |
| 廿三年   | 二、九三〇 |
| 廿二年   | 二、九三〇 |
| 廿一年   | 二、九三〇 |
| 廿年    | 二、九三〇 |
| 廿九年   | 二、九三〇 |
| 廿八年   | 二、九三〇 |
| 廿七年   | 二、九三〇 |
| 廿六年   | 二、九三〇 |
| 廿五年   | 二、九三〇 |
| 廿四年   | 二、九三〇 |
| 廿三年   | 二、九三〇 |
| 廿二年   | 二、九三〇 |
| 廿一年   | 二、九三〇 |
| 廿年    | 二、九三〇 |
| 廿九年   | 二、九三〇 |
| 廿八年   | 二、九三〇 |
| 廿七年   | 二、九三〇 |
| 廿六年   | 二、九三〇 |
| 廿五年   | 二、九三〇 |
| 廿四年   | 二、九三〇 |
| 廿三年   | 二、九三〇 |
| 廿二年   | 二、九三〇 |
| 廿一年   | 二、九三〇 |
| 廿年    | 二、九三〇 |
| 廿九年   | 二、九三〇 |
| 廿八年   | 二、九三〇 |
| 廿七年   | 二、九三〇 |
| 廿六年   | 二、九三〇 |
| 廿五年   | 二、九三〇 |
| 廿四年   | 二、九三〇 |
| 廿三年   | 二、九三〇 |
| 廿二年   | 二、九三〇 |
| 廿一年   | 二、九三〇 |
| 廿年    | 二、九三〇 |
| 廿九年   | 二、九三〇 |
| 廿八年   | 二、九三〇 |
| 廿七年   | 二、九三〇 |
| 廿六年   | 二、九三〇 |
| 廿五年   | 二、九三〇 |
| 廿四年   | 二、九三〇 |
| 廿三年   | 二、九三〇 |
| 廿二年   | 二、九三〇 |
| 廿一年   | 二、九三〇 |
| 廿年    | 二、九三〇 |
| 廿九年   | 二、九三〇 |
| 廿八年   | 二、九三〇 |
| 廿七年   | 二、九三〇 |
| 廿六年   | 二、九三〇 |
| 廿五年   | 二、九三〇 |
| 廿四年   | 二、九三〇 |
| 廿三年   | 二、九三〇 |
| 廿二    |       |